

宅地造成及び特定盛土等規制法に関する
運用の手引き

許可・手続き編

令和7年3月

奈良県県土マネジメント部
まちづくり推進局建築安全課

はじめに

宅地造成及び特定盛土等規制法は、令和3年に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）として令和5年5月26日に施行されました。

奈良県においては、昭和38年に宅地造成等規制法に基づく規制を開始し、これまで平成6年に改正した「宅地造成等規制法に関する技術基準」に基づく宅地造成の安全確保に取り組んで参りましたが、令和7年5月7日からは新法に基づく規制区域の指定と共に、本制度を適切に運用するために本書を本法の運用の手引きの許可・手続き編として取りまとめたものです。

本書では、国の法令等の規定や、宅地造成及び特定盛土規制法施行細則等に基づいて盛土規制法の許可に関する手続きの解説・留意事項を記載し、許可制度の運用をより分かりやすく理解いただけるよう努めたものです。

本書が多くの方々に十分活用され、盛土等による災害から県民の生命・身体を保護する本法の趣旨をご理解いただく一助になることを願っております。

令和7年3月

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課

宅地造成及び特定盛土等規制法に関する 運用の手引き

許可・手続き編

目次

記載形式について	I
第1章 概要	1-1
第1節 運用の手引きについて	1-1
第2節 用語の定義	1-2
第3節 規制区域の指定について	1-9
第4節 盛土規制法の許可不要工事	1-13
第5節 盛土規制法の規制の対象とならない行為等	1-22
第6節 許可・届け出の対象となる行為	1-24
第2章 手続き	2-1
第1節 土地の所有者等全員の同意	2-2
第2節 住民への事前周知	2-4
第3節 許可の条件	2-9
第4節 許可証の交付又は不許可の通知	2-15
第5節 許可の特例	2-17
第6節 許可した工事の公表	2-18
第7節 許認可等の事務に関する標準処理期間	2-23
第8節 標識の掲示	2-25
第9節 変更の許可	2-26
第10節 完了検査等	2-29
第11節 中間検査	2-34
第12節 定期の報告	2-39
第13節 特定盛土等規制区域内における工事の届出等	2-45
第14節 奈良県知事に届出が必要な工事等	2-48
第15節 行政処分と罰則	2-53
第3章 細則・様式集	3-1
第1節 細則	3-1
第2節 申請書類	3-10
第3節 様式集	3-22
第4章 適用	4-1

記載形式について

1. 法令用語の説明

法令用語は、原則として次のとおり表現している。

- 「宅地造成及び特定盛土等規制法」；「法」
- 「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」；「政令」
- 「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」；「省令」

2. 記載形式の説明

記載形式は、原則として次のとおりである。

- 法令（法、政令、省令）
関係する法令の条文を記載している。

- 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）、盛土等防災マニュアル（令和5年5月）
国が技術的助言として施行通知したものであり、審査基準を作成の際に参考とした内容を記載している。

【審査基準】

- 「方針・判断基準」
宅地造成及び特定盛土等規制法に係る技術基準に準拠した内容及び法令に明示されていないもの等について奈良県での扱いを記載している。
- 「解説・留意事項」
法令等の解説、方針・判断基準等に係る留意事項を記載している。

第1章 概要

第1節 運用の手引きについて

【法】

(目的)

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

「解説・留意事項」

ア 法改正の背景等

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨により盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じた。それまで、宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制してきたが、各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でない区域が存在していた。

「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）」（令和5年5月26日施行）は、従来の「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することにより、盛土等による災害から国民の生命及び財産を保護することを目的として定められている。

イ 奈良県における取組み

本県では、昭和36年に公布された「宅地造成等規制法」に基づき、昭和38年10月に生駒市等において宅地造成工事規制区域（約6,850ha）を指定して以降、規制区域の拡大等を行い、現在では奈良市、生駒市をはじめとする都市計画区域内の20の市町（約30,085ha）で規制を行ってきた。

今回、法改正に伴い、新たに規制区域の指定を行うものである。

ウ 本運用の手引きの役割について

本運用の手引きは、工事主等が奈良県内において盛土等（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積）を行う場合の申請手続の取扱いや考え方を示したものである。

なお、奈良市内においては独自に手引き等を策定している場合があるため、奈良市に問い合わせのこと。

第2節 用語の定義

(1) 「宅地」

【法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 宅地

農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。

【政令】

(公共の用に供する施設)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）

第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

【省令】

(公共の用に供する施設)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。

2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

「解説・留意事項」

盛土規制法における「宅地」の定義は以下のとおりである。

宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地
農地等	農地、採草放牧地、森林
公共施設用地 (盛土規制法の対象外)	道路（林道等を含む）、公園、河川（ダム、頭首工等を含む）、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第二条第二項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校・運動場・緑地・広場・墓地・廃棄物処理施設・水道・下水道・営農飲雑用水施設・水産飲雑用水施設・農業集落排水施設・漁業集落排水施設・林地荒廃防止施設・急傾斜地崩壊防止施設

(2) 「宅地造成」及び「特定盛土等」、「崖」

【法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 略

二 宅地造成

宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。

三 特定盛土等

宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。

【政令】

(定義等)

第一条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。

3 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(宅地造成及び特定盛土等)

第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが一メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

「解説・留意事項」

盛土規制法における「宅地造成」及び「特定盛土等」の定義は以下のとおりである。

宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいもの

政令で定める規模は以下のとおり。

- ア 盛土で、高さが1 mを超える崖を生ずるもの
- イ 切土で、高さが2 mを超える崖を生ずるもの
- ウ 盛土と切土とを同時にし、高さが2 mを超える崖を生ずるもの（アイを除く）
- エ 盛土で、高さが2 mを超えるもの（アウを除く）
- オ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの（ア～エを除く）

盛土規制法における「崖」の定義は以下のとおりである。

崖	地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの
---	---

小段等の水平面があり、上下に分離されている崖であっても、下層の崖面の下端から30°を示す面よりも上層の崖面の下端が上方にあるときは、一体の崖とみなす。

「崖」については、運用の手引き技術基準編「第2章 第1節 盛土のり面の勾配・形状」も参照のこと。

(3) 「土石の堆積」

【法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 土石の堆積

宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

【政令】

(土石の堆積)

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが二メートルを超える土石の堆積

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

■宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）

（国官参宅第12号 令和5年5月26日）

第2 本法における用語の定義等

2. 土石の定義

本法における「土石」とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指すものとする。

(1) 「土砂」

「土石」のうち「土砂」とは、次の①から⑤までのいずれかに該当するものをいう。

①地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）

②地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの

③地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの

④土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの

⑤建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの

(2) 「岩石」

「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいう。

3. 土石の堆積の定義

本法における「土石の堆積」とは、土石を積み重ねたものをいう。なお、次に掲げるもの

については、本法の規制対象とならないものと解される。

- (1) 試験、検査等のための試料の堆積
- (2) 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- (3) 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの
- (4) 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

なお、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラントの工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、本法の規制対象となるものと解される。

「解説・留意事項」

盛土規制法における「土石の堆積」の定義は以下のとおりである。

土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）
-------	--

政令で定める規模は以下のとおり。

- ア 高さが2 mを超える土石の堆積
- イ 土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの（アを除く）

(4) 「災害」「設計」「工事主」「工事施行者」「造成宅地」

【法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 略

五 災害

崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。

六 設計

その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第五十五条第二項において同じ。）を作成することをいう。

七 工事主

宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

八 工事施行者

宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

九 造成宅地

宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地をいう。

「解説・留意事項」

盛土規制法における「災害」「設計」「工事主」「工事施行者」「造成宅地」の定義は以下のとおりである。

災害	崖崩れ又は土砂の流出による災害
設計	設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面及び仕様書）を作成すること
工事主	工事の請負契約の注文者又は自ら工事をする者
工事施行者	工事の請負契約の請負人又は自ら工事をする者
造成宅地	宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地

第3節 規制区域の指定について

(1) 区域の指定について

【法】

(基礎調査)

第四条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項、次条第一項、第十五条第一項及び第三十四条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項、次条第一項、第十五条第一項及び第三十四条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。第十五条第一項及び第三十四条第一項を除き、以下同じ。）は、基本方針に基づき、おおむね五年ごとに、第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況その他主務省令で定める事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、主務省令で定めるところにより、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、公表しなければならない。

【省令】

(基礎調査の調査事項)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）

第四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土地の利用状況
- 二 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地
- 三 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地における災害発生の危険性

【省令】

(基礎調査の結果の通知及び公表の方法)

第三条 法第四条第二項の規定による通知は、基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行わなければならない。

2 法第四条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項を平面図に明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等（法第十条第一項に規定する宅地造成等をいう。以下同じ。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地等区域（法第十条第一項に規定する市街地等区域をいう。）
- 二 特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等（法第二十六条第一項に規定する居住者等をいう。次号において同じ。）の生命又は身体に危害

- を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域
- 三 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域
- 四 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地

■宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）

（国官参宅第12号 令和5年5月26日）

第3 基礎調査

基礎調査は、本法第4条に基づく、盛土等に伴う災害の防止のための対策を講ずるに当たっての不可欠な調査であり、都道府県等は、速やかに基礎調査に着手するとともに、おおむね5年ごとに調査を行い、規制区域の見直しの必要性を検討すること。

また、規制区域内にある既存の盛土等で、災害が発生するおそれのあるものについては、勧告・命令等を行い、安全対策を実施することが求められるため、都道府県等は、既存の盛土等の分布や安全性について調査を実施すること。

基礎調査の実施に当たっては、「基礎調査実施要領（規制区域指定編）」（別添1）、「基礎調査実施要領（既存盛土等調査編）」（別添2）及び「盛土等の安全対策推進ガイドライン」（別添3）を参考とされたい。また、盛土等の実施状況その他の地域の状況を勘案し、必要に応じて都道府県等の管内を分割して段階的に実施する等、円滑な調査の推進に努められたい。

なお、地域の地形・地質や土地利用、盛土等に関する情報の収集に当たっては、地域の実情を把握している市町村（特別区を含む。以下同じ。）や、関係法令等の許可情報等を有している関係部局（農地法（昭和27年法律第229号）、森林法（昭和26年法律第249号）、盛土等に関する条例等を所管する都道府県や市町村の部局のほか、農地等の利用の最適化を推進している農業委員会や、国有林を管理している森林管理局等）と連携して行うことが適当である。

「解説・留意事項」

奈良県はおおむね5年ごとに、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域の指定等に必要となる基礎調査を実施する。

基礎調査の結果は、主務省令第3条に基づき、関係市町村長に通知するとともに、公表する。指定区域は、県庁、各土木事務所、ホームページ等で閲覧・確認できる。

(2) 「宅地造成等工事規制区域」「特定盛土等規制区域」

【法】

(宅地造成等工事規制区域)

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により宅地造成等工事規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該宅地造成等工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 市町村長は、宅地造成等に伴い市街地等区域において災害が生ずるおそれ大きいため第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。
- 6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

(特定盛土等規制区域)

第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

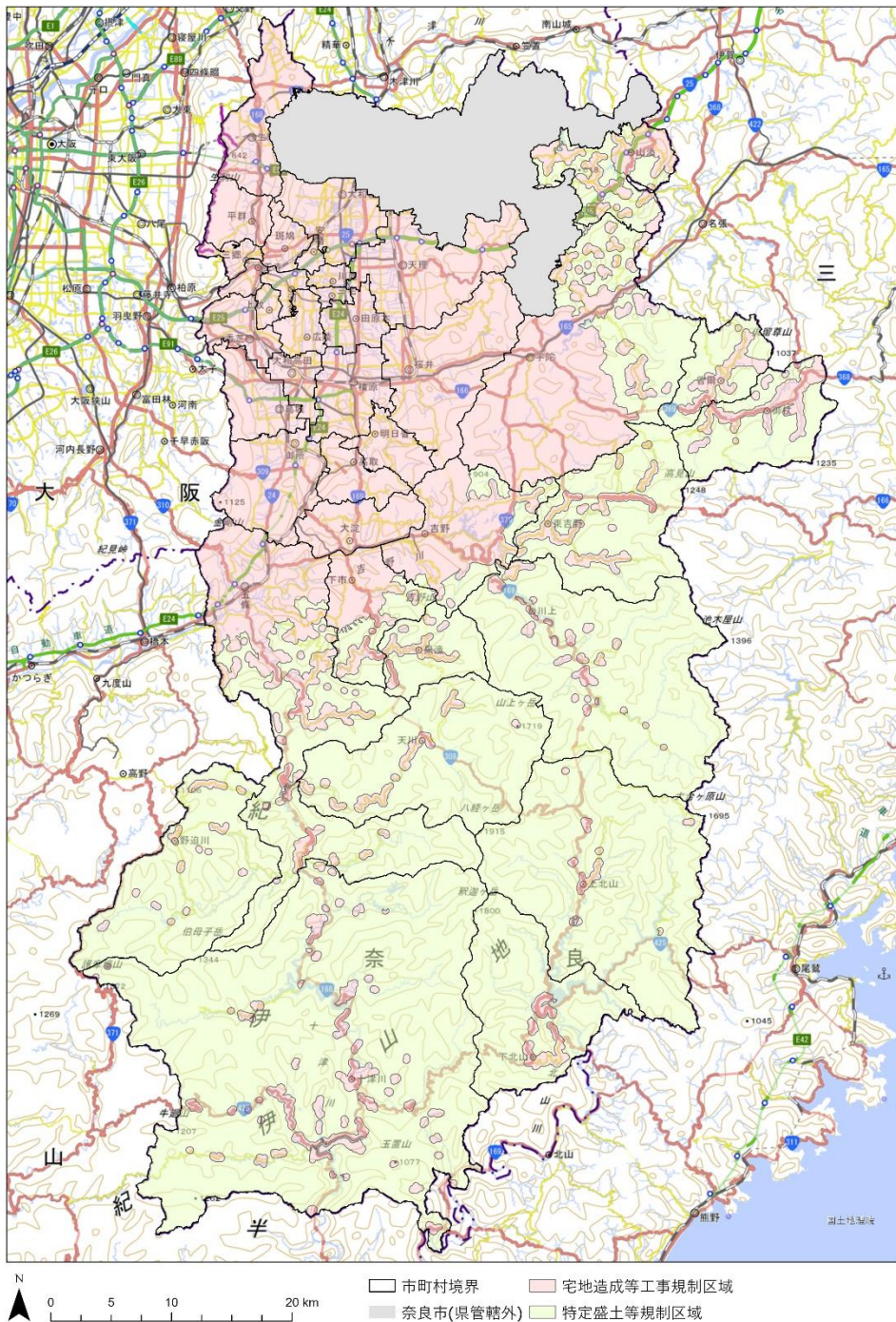
- 2 都道府県知事は、前項の規定により特定盛土等規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該特定盛土等規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 市町村長は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害により当該市町村の区域の居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいため第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。
- 6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

「解説・留意事項」

盛土規制法における「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」は以下のとおりである。

宅地造成等 工事規制区域	宅地造成等（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積）に伴い、災害が生ずるおそれ大きい市街地等区域について、奈良県知事が指定する区域。
特定盛土等 規制区域	特定盛土等又は土石の堆積に伴い、災害が生ずるおそれ大きい市街地等区域について、奈良県知事が指定する区域。

奈良県 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域



第4節 盛土規制法の許可不要工事

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

- 第十二条** 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手續がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。
- 二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
- 三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。
- 四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。
- 4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

- 第二十七条** 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認める

ときは、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手續がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
 - 一 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。
 - 二 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
 - 三 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。
 - 四 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。
- 4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事については、第二十七条第一項の規定による届出をすることを要しない。

【政令】

（宅地造成及び特定盛土等）

第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
 - 二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
 - 三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
 - 四 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
 - 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの
- 2 法第十二条第二項第四号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業
- 二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業
- 三 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業
- 四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第四号に規定する住宅街区整備事業
- 五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第五号に規定する防災街区整備事業
- 六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第三項に規定する地域福利増進事業のうち同法第十九条第一項に規定する使用権設定土地において行うもの

（特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第二十七条 法第二十七条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第二十九条 法第三十条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

- 2 法第三十条第二項第四号（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、第五条第二項各号に掲げるものとする。

【省令】

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第

- 一 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二條第一項若しくは第二十三條第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- イ 地方住宅供給公社
 - ロ 土地開発公社
 - ハ 日本下水道事業団
 - ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - ホ 独立行政法人水資源機構
 - ヘ 独立行政法人都市再生機構
- 九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの
- 十 次に掲げる土石の堆積に関する工事
- イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの
 - ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの
 - ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

■宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）

（国官参宅第12号 令和5年5月26日）

第2 本法における用語の定義等

5. 本法の規制の対象とならない行為

本法においては、盛土等を規制対象としているところであるが、一方で、土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、本法の規制の対象とならないものと解される。これらに該当する行為として、通常の営農行為の範疇にある耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等が挙げられる。

特に、通常の営農行為については、以下の内容に留意されたい。

- (1) 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が省令第8条第10号ロを踏まえて都道府県等（都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）をいう。以下同じ。）が定める値を超えないもの、暗きょ排水の新設及び改修等）は、本法に規定する土地の形質の変更に該当しない行為であると考えられ、本法の規制対象とならないものと解される。
- (2) 一方、本法に規定する土地の形質の変更に該当する場合、例えば、ほ場の大区画化・均平、田畑転換や農業用施設用地の整備等（土地改良事業等により行う場合を除く。）の工事は、本法の規制対象となりうる。
- (3) また、農地及び採草放牧地において行われる行為が通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農地担当部局が、農業委員会の意見を聞く等により地域の実情や実態を踏まえて判断されたい。

第4 規制区域内の工事等の規制について

4. 許可不要工事

- (1) 盛土等に関する工事のうち、当該工事に伴う災害の発生のおそれがないものについては許可を不要としており、政令・省令においてこの範囲を規定している。

政令第5条第1項第1号から4号までに規定する工事、省令第8条第1号に規定する工事（土地改良事業に準ずる事業に係る工事を除く。）及び省令第8条第2号から第6号までに規定する工事は、災害の発生を防止するために当該工事の実施に当たって従うべき一定の基準や行為制限が設けられているものについて、許可を不要としたものである。また、特にその取扱いに留意が必要な工事について、以下に示すので参考とされたい。

- ① 省令第8条第1号に規定する「土地改良事業に準ずる事業」とは、土地改良法（昭和24年法律第195号）の手続には基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、国の補助事業のほか、都道府県、市町村、土地改良区等が単独で実施する事業の一部も該当すると解される。なお、「土地改良事業に準ずる事業」は、盛土等の施工に際して土地改良事業の実施に当たって用いられる「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが

必要であり、また、該当する国、都道府県、市町村、土地改良区等が定める要綱・要領等にその旨を明記することが必要となると解される。

- ② 省令第8条第7号に規定する「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事」とは、森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事に付随する盛土等が該当する。これらの盛土等については、国が定める森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）等に即して一定の安全基準を満たすように行われることや、市町村森林整備計画に作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、森林所有者等にその遵守義務を課していること等から、盛土等に伴う災害の防止が十分に図られ、一定の安定性が担保されるものと解される。
- ③ 省令第8条第9号に規定する「宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの」及び省令第8条第10号ロに規定する「令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの」についての具体的な運用については、事前に都道府県等において明示することが望ましい。
- ④ 省令第8条第10号ハに規定する「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」の範囲等については、次に掲げる事項を踏まえて判断することが望ましい。
- (イ)「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指す。
- (ロ)「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指すが、これに加え、工食用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含む。
- (ハ)「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱う。
- (ニ)「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。
- (ホ) 土石の堆積については「3. 盛土等に関する工事の許可」に期間の考え方を示しているところであるが、工事の施行に付随して行われる土石の堆積についてはこれにかかわらず、本体工事の期間中については許可不要とした上で、土石の搬出先となる残土処

理場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要と解される。

(へ) 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、都道府県等においては、本体工事現場の管理者等に、管理体制等を記した誓約書の提出や同様の内容を記した看板の掲示等の対応を求めることが考えられる。また、これらの確認方法については、事前に都道府県等において明示することが望ましい。

(2) 許可不要となった盛土等についても、規制対象の場合には、土地所有者等に対して土地の保全努力義務が課せられ、危険な場合には改善命令等の対象となる。このため、都道府県等においては、住民からの通報やパトロール等により、危険性の疑いのある盛土等を発見した場合には、報告徴取や立入検査等により現状を把握し、危険な場合には改善命令等を実施すること。

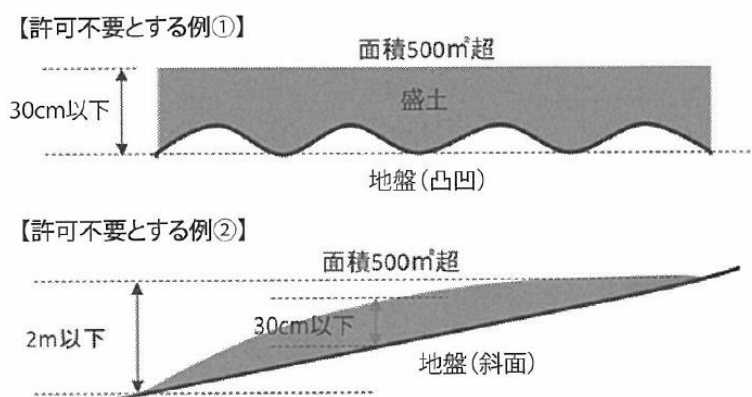
「方針・判断基準」

主務省令第八条第九号に定める「宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事」は、以下の条件を全て満たしたものとする。

- ア 高さ（盛土又は切土を行った後の地盤面の標高が最も高い地点と最も低い地点の標高差とする。）が2m以下
- イ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない

ただし、盛土又は切土をする土地の面積のうち、上記アとイの条件を満たさない部分が有る場合、当該部分の面積が500平方メートルを超える場合には許可が必要である。

災害の発生するおそれがないと認められ、適用除外とする盛土等の例



出典) 盛土等防災マニュアルの解説 I -P66

表 盛土規制法の許可不要工事

分類	定義	対象
災害の発生するおそれがないと認められる工事	他法令等の基準により盛土等の安全性が確保されている工事等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉱山保安法の基準で行われる鉱業上使用する特定施設の設置の工事等における鉱物の採取 ○ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの ○ 高さ2メートル以下かつ面積500平方メートル超の盛土等で、盛土等をする標高差が30センチメートル（都道府県等が定める場合はその値）を超えないもの 等
その他盛土規制法の対象外となる行為	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営農行為（耕起、整地、畝立、けい畔補修等） 等

許可不要の行為について、他部局の判断が必要なものについては、行為者が事前に他部局と協議を行い、その協議結果を確認することで対応する。

第5節 盛土規制法の規制の対象とならない行為等

【法】

（公共の用に供する施設）

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）

第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

【省令】

（公共の用に供する施設）

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。

2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

■宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）

（国官参宅第12号 令和5年5月26日）

第2 本法における用語の定義等

4. 公共施設の取扱い

本法においては、公共の用に供する施設（以下「公共施設」という。）の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）については規制対象外としており、本法のほか、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）において公共施設の範囲を規定している。また、公共施設用地は、現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定している土地を含むものと解される。

また、公共施設のうち、公園については都市公園法（昭和31年法律第79号）による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含むものと解される。なお、公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、本法の規制対象となることに留意が必要である。

「解説・留意事項」

ア 盛土規制法においては、公共の用に供する施設（以下「公共施設」という。）の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）については規制対象外となるが、公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、盛土規制法の規制対象となるため留意すること。

イ 公園については、都市公園法による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設が含まれる。

ウ 公共施設用地は、現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定している土地を含む。

第6節 許可・届け出の対象となる行為

(1) 対象となる行為

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2～4 (略)

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2～5 (略)

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2～5 (略)

(2) 許可の申請、工事の届出

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	二千五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	二千五百分の一以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	五百分の一以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	五十分の一以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	五十分の一以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

- 二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
 - 三 令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
 - 四 令第八条第一項第一号ロの崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
 - 五 第一号の表に掲げる図面（令第二十一条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第二十二条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類
 - 六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
 - 七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第十六条第三項第一号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
 - 八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 登記事項証明書
 - ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
 - 九 別記様式第三の資金計画書
 - 十 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類
 - 十一 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
 - 十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	五百分の一以上	

二 第三十二条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

三 第三十四条第一項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

七 別記様式第五の資金計画書

八 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

九 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

【省令】

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出)

第五十八条 特定盛土等に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提

出しなければならない。

一 第七条第一項第一号及び第六号から第八号までに掲げる書類（この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第七号及び第八号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第二項第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類（この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第五号及び第六号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請）

第六十三条 特定盛土等に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第二項第一号から第九号までに掲げる書類

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

【参考】盛土等防災マニュアルの解説（ぎょうせい）P64表

表 工事等の分類

分類		定義	政令事項等	用途例
盛土規制法の対象	土地の形質の変更及びその他の工事	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるもの	①盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの ②切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの ③盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（①または②に該当する盛土又は切土を除く。） ④①又は③に該当しない盛土であって、高さが2メートルを超えるもの ⑤①から④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの	住宅団地、ショッピングモール、工業団地、スキー場、ゴルフ場、キャンプ場、残土処分場、発電施設（太陽光、風力等）、農地、採草放牧地、森林等
	特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるもの		
	土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）		
盛土規制法の許可不要工事	災害の発生するおそれがないと認められる工事	他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事	○鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 ○工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの ○高さ2メートル以下かつ面積500平方メートル超の盛土等で、盛土等をする標高差が30センチメートル（都道府県等が定める場合はその値）を超えないもの等	鉱物の採取、土石の採取、土地改良事業、工事現場内における仮置き、不陸整正等
その他盛土規制法の対象外となる行為	—	—	○農地及び採草放牧地において行われる通常の生産及びほ場管理等のための営農行為（耕起、整地、畝立、けい畔補修等）等	—

「方針・判断基準」

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行われる工事のうち、一定の規模等を有する工事については、その着手前に、許可または届出が必要となる。

なお、盛土規制法第2条第1項第4号「土石の堆積」に規定する「一定期間」は、最大5年とする。

表 許可対象となる盛土等の規模

(宅)：宅地造成等工事規制区域 (特)：特定盛土等規制区域

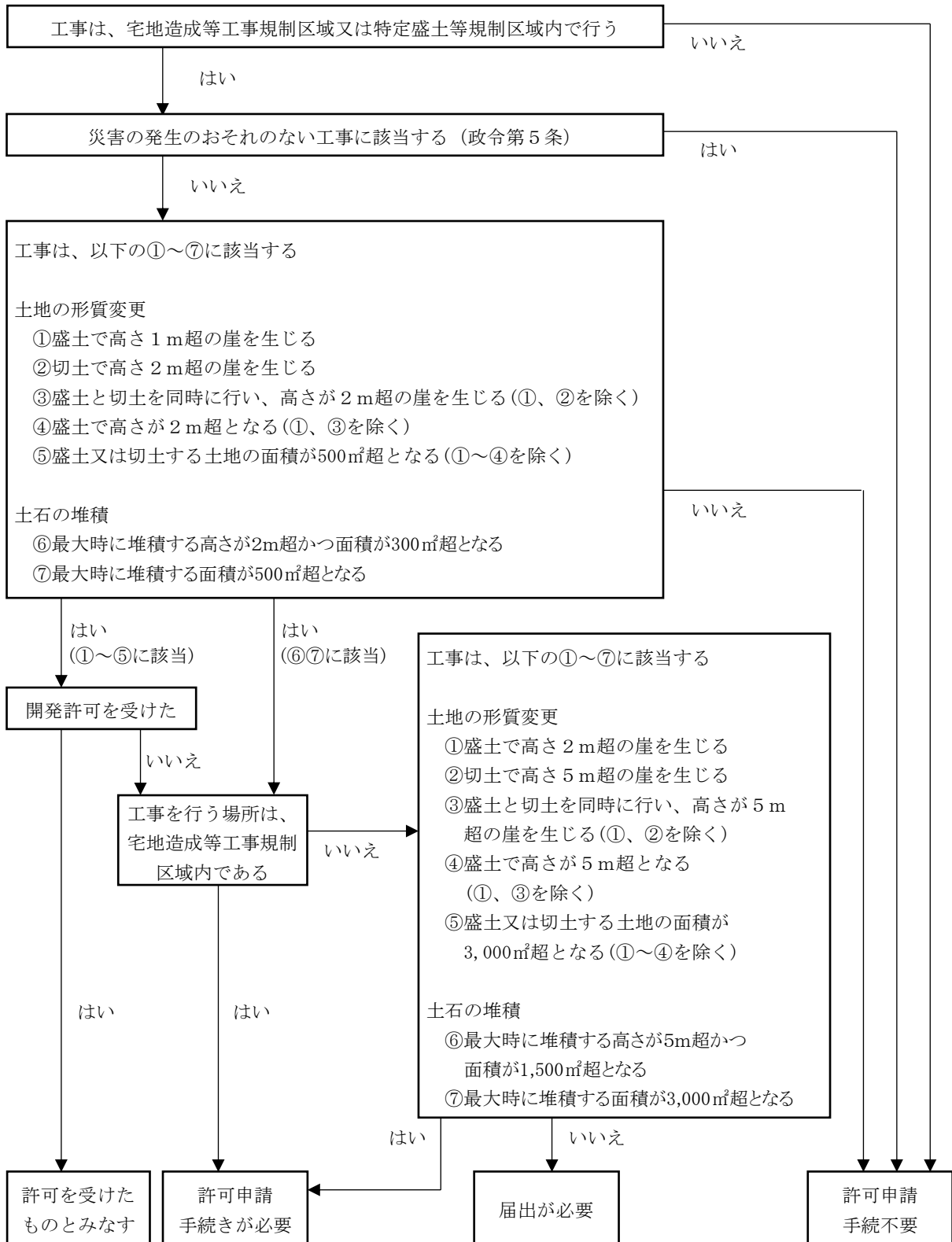
要件	イメージ図	要件	イメージ図
<土地の形質の変更(盛土・切土)> ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等			
ア 盛土で高さが (宅) 1m超 (特) 2m超 の崖を生ずるもの		エ 盛土で高さが (宅) 2m超 (特) 5m超 となるもの (ア、ウを除く)	
イ 切土で高さが (宅) 2m超 (特) 5m超 の崖を生ずるもの		オ 盛土又は切土を する土地の面積が (宅) 500㎡超 (特) 3,000㎡超 となるもの (ア～エを除く)	
ウ 盛土と切土を同時 に行い、高さが (宅) 2m超 (特) 5m超 の崖を生ずるもの (ア、イを除く)			
<一時的な土石の堆積> ●土石のストックヤードにおける仮置き 等			
ア 最大時に堆積する 高さが (宅) 2m超 (特) 5m超 かつ、面積が (宅) 300㎡超 (特) 1,500㎡超 となるもの		イ 最大時に堆積する 面積が (宅) 500㎡超 (特) 3,000㎡超 となるもの	

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいう。

表 規制対象行為と必要な手続き

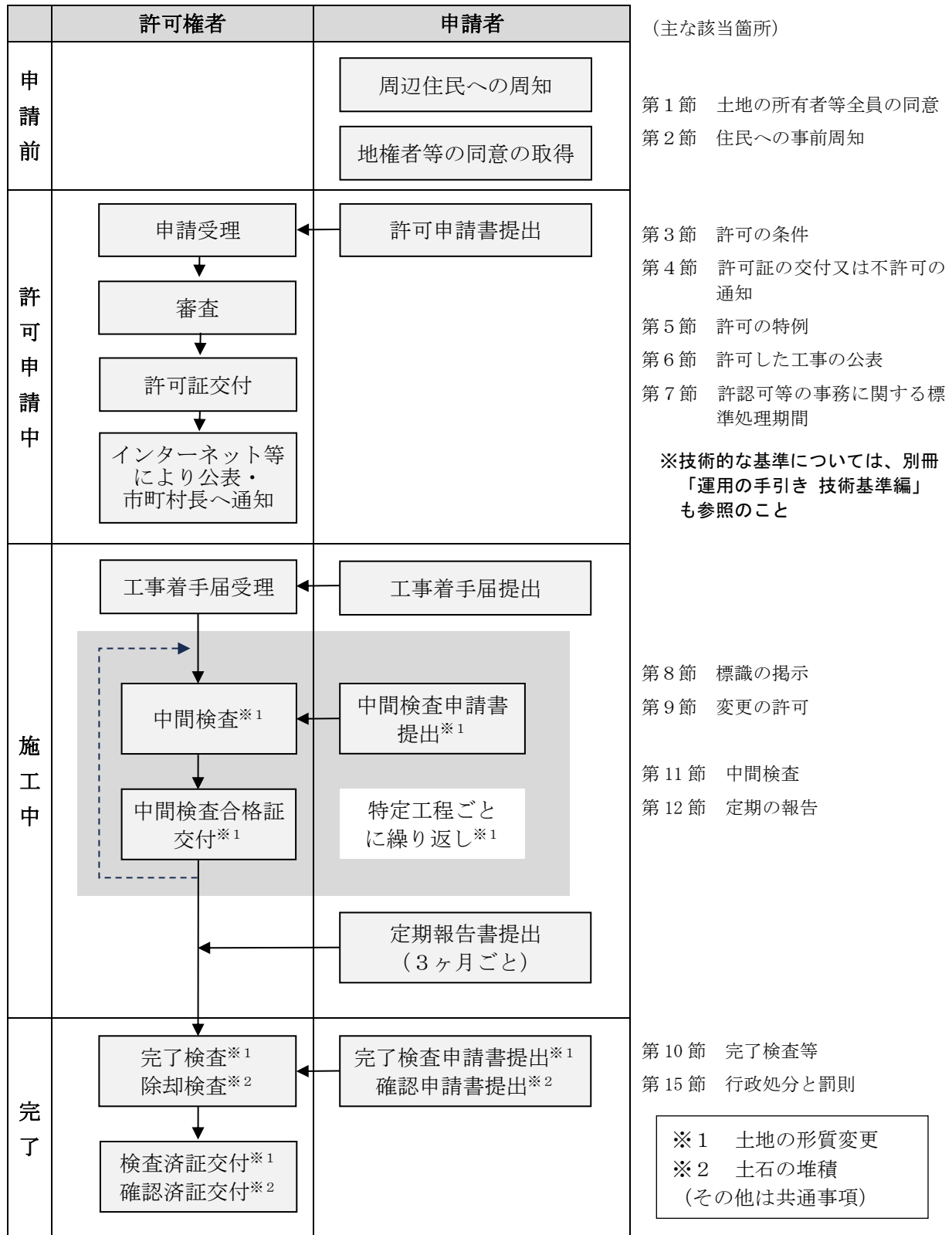
区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等 規制区域	土地の 区画形質 の変更 (盛土・ 切土)	—	①盛土で高さ1m 超の崖 ②切土で高さ2m 超の崖 ③盛土と切土を同 時に行って、高 さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m 超(①、③を除く) ⑤盛土または切土 の面積500㎡超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m 超の崖 ②切土で高さ5m 超の崖 ③盛土と切土を同 時に行って、高 さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m 超(①、③を除く) ⑤盛土または切土 の面積3,000㎡ 超(①～④を除く)	同左	許可 対象 すべて
	一時的な 土石の 堆積	—	①堆積の高さ2m 超かつ面積300 ㎡超 ②堆積の面積500 ㎡超	—	①堆積の高さ 5m超かつ 面積1,500 ㎡超 ②堆積の面積 3,000㎡超	許可 対象 すべて
特定盛土等 規制区域	土地の 区画形質 の変更 (盛土・ 切土)	①盛土で高さ1m 超の崖 ②切土で高さ2m 超の崖 ③盛土と切土を同 時に行って、高 さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m 超(①、③を除く) ⑤盛土または切土 の面積500㎡超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m 超の崖 ②切土で高さ5m 超の崖 ③盛土と切土を同 時に行って、高 さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m 超(①、③を除く) ⑤盛土または切土 の面積3,000㎡ 超(①～④を除く)	許可対象 すべて	許可対象 すべて	許可 対象 すべて
	一時的な 土石の 堆積	①堆積の高さ2m 超かつ面積300㎡ 超 ②堆積の面積500㎡ 超	①堆積の高さ5m 超かつ面積 1,500㎡超 ②堆積の面積 3,000㎡超	—	許可対象 すべて	許可 対象 すべて

盛土規制法に基づく許可の要否判定フロー



第2章 手続き

土地の形質変更及び土石の堆積に関する主な工事の手続きの流れ



第1節 土地の所有者等全員の同意

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3～4 （略）

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（土地区画整理法第二条第一項に規定する

土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3～5 (略)

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。)に提出しなければならない。

一～九、十一～十二 (略)

十 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一～七、九～十 (略)

八 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

「方針・判断基準」

工事の許可申請に当たっては、工事の計画が技術的基準に適合していることはもちろん、工事を行うために必要な資力及び信用が工事主に求められるため、次の書類を添付すること。

- ① 資金計画書
- ② 法人の登記事項証明書(個人の場合は住民票)
- ③ 事業経歴書
- ④ 納税証明書(法人税又は所得税)

また、工事の許可申請に当たっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められるため、次の書類を添付すること。

- ① 法人の登記事項証明書(個人の場合は住民票)
- ② 事業経歴書
- ③ 建設業の許可証明書又は許可の写し

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ奈良県知事又は土木事務所長(以下、奈良県知事等とする)の許可が必要となるが、許可にあたっては、土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ることが必要となる。

また、抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権(当該土地を占有する不動産質権者を除く。)については、ただちに土地の使用収益に支障のある権利ではないため、同意の対象とはならない。なお、建築物又は工作物のみに係る権利者(賃貸住宅の賃借人等)の同意は不要である。

第2節 住民への事前周知

【法】

（住民への周知）

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

（住民への周知）

第二十九条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

【政令】

（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 （略）

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

三 （略）

【省令】

（住民への周知の方法）

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一

項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

（住民への周知の方法）

第六十二条 法第二十九条の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、第六条各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する場合にあつては、同項第一号に掲げる方法により行うものとする。

（宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地）

第十二条 令第七条第二項第二号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

- 一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- 三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

■宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）

（国官参宅第12号 令和5年5月26日）

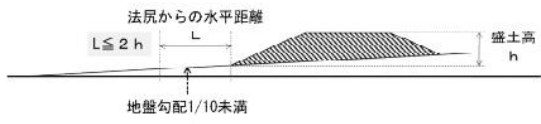
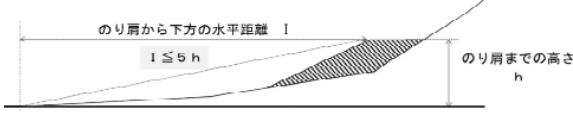
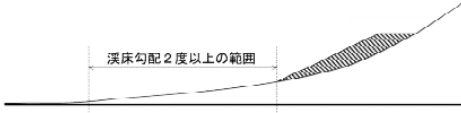
第4 規制区域内の工事等の規制について

2. 住民への周知

（1）工事について住民への周知を行う範囲

本法第11条及び第29条に規定する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対する工事内容の周知のために必要な措置として説明会の開催、書面配布等を行う場合の範囲については、別表1に示す考え方の例や盛土等に関する条例等の関連する既存制度において定めている範囲等も参考に、盛土等の規模や地形等から判断される影響の想定される範囲とすることが望ましい。また、都道府県等は、開発事業者等に対して範囲設定の考え方を許可基準等において示すなど、事前に明示することが望ましい。

別表1 工事について住民への周知を行う範囲として想定される考え方

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲として想定される考え方
<p>①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積</p>	<p>○盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲（※参考図Lの範囲） ○盛土等を行う土地の隣接地 ○盛土等を行う土地の境界から水平距離数十メートル程度の範囲 ○盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲</p> 
<p>腹付け盛土</p>	<p>○盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲（参考図Iの範囲） ○盛土等を行う土地の境界から下流方向に水平距離50メートル～数百メートル程度の範囲 ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲</p> 
<p>①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の溪流が存在するもの（①及び②を除く）</p>	<p>○下流の溪流勾配が2度以上の範囲（※参考図） ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲</p> 

(2) 周知する工事の具体的内容

本法第11条及び第29条に規定する住民周知の際に周知する工事の具体的な内容は、周知の方法によらず別表2の内容を含むこととし、都道府県等は工事主に対し、住民周知を適切な方法で行うよう指導することが望ましい。

別表2 周知する工事の具体的内容

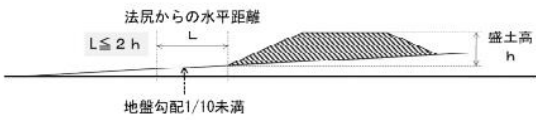
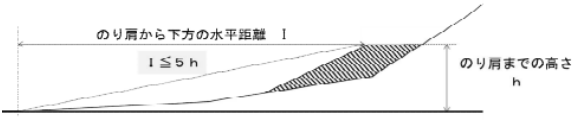
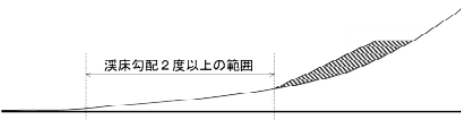
区分	項目
宅地造成又は特定盛土	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧その他都道府県等が必要と認める事項
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量 ⑧その他都道府県等が必要と認める事項

「方針・判断基準」

宅造区域内において行われる宅地造成等に関する工事及び特盛区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、許可の申請をするときは、あらかじめ当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催等、主務省令第六条、第六十二条で定める方法により当該工事の内容を周知することが必要となる。

なお、山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令第十二条で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合については説明会の開催が必須となる。

(本県の基準) 別表1 工事について住民への周知を行う範囲

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲として想定される考え方
<p>①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積</p>	<p>下記の①及び②又は③及び④のいずれかの範囲</p> <p>①盛土等の境界(法尻)から盛土等の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲(※参考図Lの範囲)</p> <p>②盛土等を行う土地の境界から水平距離250メートル程度の範囲</p> <p>③盛土等を行う土地の隣接地</p> <p>④盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲</p> 
<p>腹付け盛土</p>	<p>下記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲(参考図Iの範囲) ・盛土等を行う土地の境界から下流方向に250メートル程度の範囲 
<p>①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土(①を除く) ③谷埋め盛土(①及び②を除く) ④腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の溪床が存在するもの(①及び②を除く)</p>	<p>下記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下流の溪床勾配が2度以上の範囲(※参考図) 

第3節 許可の条件

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手續がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 （省略）

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。
- 4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。
- 5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手續がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
 - 一 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。
 - 二 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
 - 三 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。
 - 四 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。
- 4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事については、第二十七条第一項の規定に

よる届出をすることを要しない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等)

第三十一条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第四十条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(変更の許可等)

第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条から第三十三条まで及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第三十八条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第三十条第一項の許可の内容とみなす。

5 前条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

【政令】

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第二十一条 法第十三条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

(設計者の資格)

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

（資格を有する者の設計によらなければならない措置等）

第三十一条 法第三十一条第二項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める措置は、第二十一条各号に掲げるものとする。

2 法第三十一条第二項の政令で定める資格は、第二十二条各号に掲げるものとする。

【省令】

（設計者の資格）

第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

■宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）

（国官参宅第12号 令和5年5月26日）

10. 許可時に付す条件等について

盛土等について許可を行う場合、都道府県知事等は工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することが可能であるほか、都道府県等の規則で、技術的基準を強化し、又

は必要な技術的基準を付加することができる。これを踏まえ、都道府県等においては適切な災害を防止するための措置が取られるよう、適切な対応を図られたい。ここで、特に留意が必要な事項について次のとおり整理したので、参考とされたい。

(1) 擁壁に代えて崖面崩壊防止施設を設置する場合

① 崖面崩壊防止施設の特性を踏まえた適用性の判断崖面崩壊防止施設は擁壁とは異なる特性を有する施設であり、盛土又は切土をした土地に生じる崖面について地盤の変動、地下水の浸入その他の擁壁の機能を損なう事象が生じるおそれがある場合に、擁壁に代えて設置する施設であることから、以下を踏まえて判断する必要がある。

(イ) 擁壁が設置できる土地においては、崖面崩壊防止施設は設置しないこと。

(ロ) 住宅等の建築物の建築等の、地盤の変動が許容されない利用をする土地においては、崖面崩壊防止施設は設置しないこと。

(ハ) 崖面崩壊防止施設を設置する際は、保全対象との位置関係等に留意が必要であること。

② 崖面崩壊防止施設設置時の留意事項

盛土等を行う場合、将来にわたって土地の安全性が確保されることが極めて重要であることから、工事を行う土地及びその周辺の状況から工事完了後に土地利用の変更が想定される場合には、崖面崩壊防止施設を設置しないことが望ましい。

しかし、そのような場合においても崖面崩壊防止施設を設置することが計画されている場合には、都道府県等において、いわゆるがけ条例の適用等により建築物の建築を行う際に土地の安全性の確保が図られる状況にあるかを勘案する必要がある。

さらに、安全性の確保が図られ難い状況であると判断された場合であって、崖面崩壊防止施設を設置せざるを得ない場合には、都道府県等においては、以下の内容を踏まえ、当該施設を設置する土地について、安全性の確保が図られるようにする必要がある。

(イ) 建築物を建築しようとする者及び建築確認を行う特定行政庁又は指定確認検査機関が、その土地について崖面崩壊防止施設の有無を把握できるよう、都道府県等が盛土等の許可・届出を公表する際には、崖面崩壊防止施設の有無を併せて公表することが重要である。

(ロ) 盛土等に関する工事について許可した場合等に、管轄の特定行政庁に対してその旨を連絡する際には、当該工事における崖面崩壊防止施設の利用の有無を併せて伝えることが望ましい。

(ハ) 工事主から工事完了後の土地の所有者等への当該土地に崖面崩壊防止施設が設置されていることの説明が行われるよう、工事主に対して求めることが重要である。

(ニ) 都道府県等は、崖面崩壊防止施設が設置された土地について、工事完了後も土地利用状況を把握することが必要である。このため、本法第4条に規定する基礎調査や第25条に規定する報告徴取を的確に実施することにより都道府県等が主体的に状況把握に取り組むとともに、崖面崩壊防止施設を設置した土地の利用方法が地盤の変動を許容できないものへ変更される際に都道府県等へ報告すること等を、許可等の際に併せて求めること等により、土地所有者等に対応を求めることが重要である。

(2) 土石の堆積において鋼矢板等を設置した際の現地確認

土石の堆積は一定期間の経過後に当該土石を除却するものであることから、中間検査の対象となる特定工程を法令において規定していない。しかしながら、省令第32条又は第34条第1項第1号に規定する措置を実施する場合には、土石の堆積を実施する期間中、当該措置が健全な状態に保たれる必要がある。これを踏まえ、土石の堆積に関する工事の許可の際に、当該措置を行った段階で都道府県等による状況確認を受けるよう求めることが望ましい。

「方針・判断基準」

奈良県知事等は、宅地造成等に関する工事、及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

工事の技術的基準等については、別冊「運用の手引き 技術基準編」を参照のこと。

専門的知識及び経験を必要とする以下の工事の設計のためには、一定の資格が求められる。

- ① 高さが5mを超える擁壁の設置
- ② 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

第4節 許可証の交付又は不許可の通知

【法】

(許可証の交付又は不許可の通知)

- 第十四条** 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。
- 3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(許可証の交付又は不許可の通知)

- 第三十三条** 都道府県知事は、第三十条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。
- 3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

【省令】

(許可証の様式)

- 第三十六条** 法第十四条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。
- 2 都道府県知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十四条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第七条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第十四条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第七条第二項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 前二項の規定は、法第十六条第三項において準用する法第十四条第一項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第二項中「第七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、前項中「第七項第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。

(許可証の様式)

- 第六十六条** 法第三十三条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。
- 2 都道府県知事は、特定盛土等に関する工事について法第三十三条第一項の許可の処分をし

たときは、同条第二項の許可証に、第六十三条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

- 3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第三十三条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第六十三条第二項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 前二項の規定は、法第三十五条第三項において準用する法第三十三条第一項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第二項中「第六十三条第一項」とあるのは「第六十七条第一項」と、前項中「第六十三条第二項」とあるのは「第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

(方針・判断基準)

奈良県知事等は、宅地造成等に関する工事、若しくは特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請があったときは、遅滞なく許可または不許可の処分を行う。

許可の処分をするときは許可の申請者に許可証を交付する。この許可証の交付を受けた後でなければ宅地造成等に関する工事、及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をすることはできない。また不許可の処分をしたときは許可の申請者にその旨を通知する。

第5節 許可の特例

【法】

（許可の特例）

第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第十二条第一項の許可があつたものとみなす。

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

（許可の特例）

第三十四条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第三十条第一項の許可があつたものとみなす。

2 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第三十条第一項の許可を受けたものとみなす。

「方針・判断基準」

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事については、奈良県知事等との協議が成立することをもって盛土規制法の許可があつたものとみなす。

また、宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定後に、当該区域において都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなす。

第6節 許可した工事の公表

(1) 宅地造成等に関する工事の許可等

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。
- 二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
- 三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。
- 四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は

特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

【省令】

（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法）

第九条 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項）

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

（2）特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等

【法】

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

（変更の届出等）

第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。

- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

【省令】

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法）

第五十九条 法第二十七条第二項（法第二十八条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第九条に規定するところにより行うものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項）

第六十条 法第二十七条第二項の主務省令で定める事項は、第五十四条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

（3）特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可等

【法】

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合す

るものであること。

- 二 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
 - 三 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。
 - 四 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。
 - 4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
 - 5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事については、第二十七条第一項の規定による届出をすることを要しない。

（変更の許可等）

第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条から第三十三条まで及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。
- 4 第一項又は第二項の場合における次条から第三十八条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第三十条第一項の許可の内容とみなす。
- 5 前条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

【省令】

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表の方法）

第六十四条 法第三十条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次条にお

いて同じ。)の規定による公表は、第九条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)

第六十五条 法第三十条第四項の主務省令で定める事項は、第十条各号に掲げる事項とする。

この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

「方針・判断基準」

奈良県知事等は、宅地造成等に関する工事の許可（変更の許可を含む）、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可（変更の許可を含む）及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出（変更の届出を含む）等を受理したときは、下記事項をインターネット等により公表するとともに、関係市町村長に通知を行う。

- ア 工事が施行される土地の位置図
- イ 工事の許可年月日及び許可番号
- ウ 工事施行者の氏名又は名称
- エ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- オ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- カ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- キ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

第7節 許認可等の事務に関する標準処理期間

「方針・判断基準」

盛土規制法に基づく許可に関する標準処理期間は、行政手続法第6条に基づき事務の標準的な処理期間を定め、もって本法制度に関する事務の透明性の向上と迅速かつ公正な事務の執行を確保することを目的として定めたもので、許認可等の事務を所管する行政庁は、下表に掲げる処理期間の範囲において処理するよう努めるものとする。

また、当該期間の範囲内で処理することが困難となる事情が発生した場合には、その理由及び処理の時期の見通しを速やかに申請者に通知することとする。

処理期間は、許可等にかかる申請書等が、盛土等を行う土地の区域を所管する市町村が奈良県事務処理の特例に関する条例（平成12年3月奈良県条例第34号）に基づき申請等の経由事務を行う市町村（事務処理市町村）である場合は当該市町村に到達した日から、それ以外の場合は所管土木事務所に到達した日から起算して、申請者に対して当該申請に係る処分の決定通知を発するまでの期間をいう。

なお、下表の処理期間は、所管土木事務所が申請書等を受領する場合の期間であるため、事務処理市町村を経由すべき場合には、当該機関にそれぞれ7日を加算することとする。

ただし、次に掲げる期間は処理期間に算入しない。

- ア 申請書を収受した後、所定の様式・内容等を具備していないため、当該申請書の補正の為に要する期間
- イ 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更する為に必要とする期間
- ウ 審査のために必要な資料を追加することとなった場合に要する期間
- エ 当該行政庁の執務を行わない日

表 標準処理期間

許認可等の事務	規模	処理期間
宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域における宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可 (法第12条第1項及び第30条第1項)	500㎡未満	27日
	500㎡以上 1,000㎡未満	27日
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	27日
	2,000㎡以上 3,000㎡未満	29日
	3,000㎡以上 5,000㎡未満	39日
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	39日
	10,000㎡以上 20,000㎡未満	57日
	20,000㎡以上 40,000㎡未満	58日
	40,000㎡以上 70,000㎡未満	59日
	70,000㎡以上 100,000㎡未満	62日
	100,000㎡以上	64日
宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域における宅地造成及び特定盛土等に関する工事の変更許可 (法第16条第1項及び第35条第1項)	500㎡未満	20日
	500㎡以上 1,000㎡未満	20日
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	20日
	2,000㎡以上 3,000㎡未満	22日
	3,000㎡以上 5,000㎡未満	32日
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	32日
	10,000㎡以上 20,000㎡未満	43日
	20,000㎡以上 40,000㎡未満	43日
	40,000㎡以上 70,000㎡未満	52日
	70,000㎡以上 100,000㎡未満	55日
	100,000㎡以上	57日
宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域における土石の堆積に関する工事の許可 (法第12条第1項及び第30条第1項)	500㎡未満	14日
	500㎡以上 1,000㎡未満	14日
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	14日
	2,000㎡以上 3,000㎡未満	15日
	3,000㎡以上 5,000㎡未満	23日
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	23日
	10,000㎡以上 20,000㎡未満	32日
	20,000㎡以上 40,000㎡未満	33日
	40,000㎡以上 70,000㎡未満	33日
	70,000㎡以上 100,000㎡未満	35日
	100,000㎡以上	36日
宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域における土石の堆積に関する工事の変更許可 (法第16条第1項及び第35条第1項)	500㎡未満	7日
	500㎡以上 1,000㎡未満	7日
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	7日
	2,000㎡以上 3,000㎡未満	9日
	3,000㎡以上 5,000㎡未満	15日
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	15日
	10,000㎡以上 20,000㎡未満	25日
	20,000㎡以上 40,000㎡未満	26日
	40,000㎡以上 70,000㎡未満	26日
	70,000㎡以上 100,000㎡未満	28日
	100,000㎡以上	29日

第8節 標識の掲示

【法】

（標識の掲示）

第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【省令】

（標識の様式及び記載事項）

第八十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

「方針・判断基準」

宅地造成等に関する工事、若しくは特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を受けた工事主、又は特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令（第87条）で定めるところにより、一～十一に掲げる事項を記載した標識を掲げなければならない。

第9節 変更の許可

(1) 宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可等

【法】

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

【省令】

(変更の許可の申請)

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

（2）特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可等

【法】

（変更の許可等）

第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条から第三十三条まで及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第三十八条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第三十条第一項の許可の内容とみなす。

5 前条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

【省令】

（変更の許可の申請）

第六十七条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第六十三条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第六十三条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第六十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第一項各号に掲げるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第二項第各号に掲げるものとする。

■宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）

（国官参宅第12号令和5年5月26日）

第4 規制区域内の工事等の規制について

5. 変更の許可について

本法第16条及び第35条に規定する変更の許可を行う場合においては、第12条に規定する工事の着手時の許可の手続を準用することを基本とするが、次に掲げる事項は特に留意が必要であるため、手続において適切に確認されたい。

（1）土石の堆積について、工事着手時の許可における工事の期間の考え方を「3. 盛土等に関する工事の許可」に示しているところであるが、変更の許可をする場合においては、工事着手以降の土砂の搬入・搬出量を確認すること等により、土石の堆積として引き続き取り扱うことが適当であることを確認した上で、工事の期間が変更の許可の日から5年以内であることを改めて確認することが考えられる。

（2）工事の計画の変更は、省令第7条に規定する申請書への記載事項及び設置する施設に係る変更を指すものであるから、地権者の変更による同意の取得状況の変化その他の本法第12条第2項第2号から第4号まで又は第30条第2項第2号から第4号までに規定する内容の変更については、変更の許可を要さない。

「方針・判断基準」

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可を受けた者、及び特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、工事の計画の変更をしようとするときは、奈良県知事等の許可を受けなければならない。

ただし、主務省令で定める次のア、イに掲げる軽微な変更をしようとするときは、この限りではない。

ア. 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、

- (ア) 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- (イ) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

イ. 土石の堆積に関する工事について、

- (ア) 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- (イ) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事で、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出をしたものについては、盛土規制法等による許可を受けたものとみなす。

第10節 完了検査等

(1) 宅地造成等工事規制区域内の完了検査等

【法】

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

【省令】

(完了検査の申請期間)

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(完了の検査の申請)

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式)

第四十一条 法第十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

(確認の申請期間)

第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(確認の申請)

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式)

第四十四条 法第十七条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

(2) 特定盛土等規制区域内の完了検査等

【法】

(完了検査等)

第三十六条 特定盛土等に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第三十一条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第三十四条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

【省令】

(完了検査の申請期間)

第六十九条 法第三十六条第一項の主務省令で定める期間は、第三十九条に規定する期間とする。

(完了検査の申請)

第七十条 法第三十六条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式)

第七十一条 法第三十六条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

(確認の申請期間)

第七十二条 法第三十六条第四項の主務省令で定める期間は、第四十二条に規定する期間とする。

(確認の申請)

第七十三条 法第三十六条第四項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式)

第七十四条 法第三十六条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

■盛土等防災マニュアル

XV・2 検査・定期報告

XV・2・1 検査・定期報告の基本的な考え方

検査は、開発事業等が盛土規制法又は都市計画法の許可の内容に適合し、適正に施工されていることを確認するため、盛土及び切土工事の各段階で行う中間検査と工事完了時に行う完了検査を行うものとする。また、工事完了時までの3か月ごとに定期報告を行うものとする。

XV・2・2 検査・定期報告の方法

検査は、一般に、設計・施工についての図面・写真等の関係図書による審査、目的物の目視及び検測により行われる。また、必要に応じて破壊検査が考慮される場合がある。

XV・2・2・2 完了検査

完了検査は当該工事が開発事業等の許可の内容に適合していることを判定するものであり、本検査においては盛土及び切土の安定及び機能に影響を及ぼすことのないことを確認する必要がある。

XV・2・3 検査・定期報告に当たっての留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 開発事業者等（工事の施工者）に、工事内容、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備させること

- 2) 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容の説明できる者に立会いを求めること
- 3) (略)
- 4) 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じさせ、再度、検査・確認を行うこと

XVI 土石の堆積

XVI・4・4 検査方法

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の施工完了時には、適切な施工がされているか検査を実施する。検査方法は各基準に準拠したものとする。

XVI・5 土石の堆積の検査・定期報告

土石の堆積が許可時の最大形状内に収まっていること、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置等が適正に施工されていること、堆積行為が計画どおりに運用されていることを確認するため、工事完了時まで3か月ごとに定期的に報告を行わせる必要がある。また、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の設置完了時には検査を行う必要がある。

定期報告は、一般に、設計・施工についての図面・写真等の関係図書の提出により行われる。

検査・定期報告は、工事の施工全般とその後の運用に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 堆積事業者（工事の施工者）に、工事内容、堆積形状について裏付けとなる関係図書を整備させること
- 2) 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の検査に当たっては、工事の責任者等工事内容の説明できる者に立会いを求めること
- 3) 堆積した土石の運用状況を正確に報告させ、計画から逸脱していないかを確認すること
- 4) 土石の除却完了時には、完了確認を実施すること
- 5) 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じさせ、再度、検査・確認を求めること

■宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）

（国官参宅第12号 令和5年5月26日）

第4 規制区域内の工事等の規制について

6. 完了検査・中間検査・定期の報告について

都道府県等は、許可をした盛土等に関する工事について、適切に完了検査、中間検査及び定期の報告を実施する必要がある。これらの実施に当たっては「盛土等防災マニュアル」（別添5）を参照されたい。

都道府県等は、工事主に対する工事完了検査申請の督促、工事中における報告の徴取、必要な中間検査の実施及び是正措置の確認に努めることが望ましい。

また、盛土等に関する工事が全部完了しない場合でも、部分検査が可能であれば、これを

積極的に行うようにすることが望ましい。

なお、中間検査及び完了検査については、立会によることを基本としているが、立会が困難な場合には、必要な検査項目を満足することを前提に、書類又は写真の確認により行うことや、遠隔での臨場によることも考えられる。都道府県等においては、工事の内容や工事が行われている土地の状況等を総合的に勘案し、検査方法を適宜判断されたい。

「方針・判断基準」

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた者、及び特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事の許可を受けた者は、工事が完了したときは4日以内に奈良県知事等に検査を申請しなければならない。

奈良県知事等は検査を行い、規定に適合していることを認めた場合は検査済証を交付する。

また、宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行われる土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、当該許可に係る工事(堆積した全ての土石を除却するものに限る。)を完了したときは、4日以内に、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、奈良県知事等の確認を申請しなければならない。奈良県知事等は確認を行い、堆積されていた全ての土石が除去されたと認めた場合は確認済証を交付する。

なお、宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定後に、当該区域において都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなすことから、当該工事が都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、盛土規制法第十七条若しくは第三十六条の規定による申請又は交付された検査済証とみなす。

第11節 中間検査

(1) 宅地造成等工事規制区域内の中間検査

【法】

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第一項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

【政令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(特定工程等)

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

【省令】

(中間検査の申請期間)

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

(中間検査の申請)

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式)

第四十七条 法第十八条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

(2) 特定盛土等規制区域内の中間検査

【法】

(中間検査)

第三十七条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第一項の検査について、特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第三十一条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査

をすることを要しない。

【政令】

（中間検査を要する特定盛土等の規模等）

第三十二条 法第三十七条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十七条第一項の政令で定める工程は、第二十四条第一項に規定する工程とする。

3 前項に規定する工程に係る法第三十七条第三項の政令で定める工程は、第二十四条第二項に規定する工程とする。

【省令】

（中間検査の申請期間）

第七十五条 法第三十七条第一項の主務省令で定める期間は、第四十五条に規定する期間とする。

（中間検査の申請）

第七十六条 法第三十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

（中間検査合格証の様式）

第七十七条 法第三十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

■盛土等防災マニュアル

XV・2 検査・定期報告

XV・2・1 検査・定期報告の基本的な考え方

検査は、開発事業等が盛土規制法又は都市計画法の許可の内容に適合し、適正に施工されていることを確認するため、盛土及び切土工事の各段階で行う中間検査と工事完了時に行う完了検査を行うものとする。また、工事完了時までの3か月ごとに定期報告を行うものとする。

XV・2・2 検査・定期報告の方法

検査は、一般に、設計・施工についての図面・写真等の関係図書による審査、目的物の目視及び検測により行われる。また、必要に応じて破壊検査が考慮される場合がある。

XV・2・2・1 中間検査

中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となる。また、中間検査の結果により是正対策が必要

と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進む必要がある。

中間検査の対象となる特定工程は、盛土及び切土における暗渠排水等の排水施設を設置する工事の工程であり、その他各自治体が条例で定める特定工程についても対象とする。

XV・2・3 検査・定期報告に当たっての留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 開発事業者等（工事の施工者）に、工事内容、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備させること
- 2) 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容の説明できる者に立会いを求めること
- 3) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- 4) 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じさせ、再度、検査・確認を行うこと

XVI 土石の堆積

XVI・4・4 検査方法

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の施工完了時には、適切な施工がされているか検査を実施する。検査方法は各基準に準拠したものとする。

XVI・5 土石の堆積の検査・定期報告

土石の堆積が許可時の最大形状内に収まっていること、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置等が適正に施工されていること、堆積行為が計画どおりに運用されていることを確認するため、工事完了時まで3か月ごとに定期的に報告を行わせる必要がある。また、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の設置完了時には検査を行う必要がある。

定期報告は、一般に、設計・施工についての図面・写真等の関係図書の提出により行われる。

検査・定期報告は、工事の施工全般とその後の運用に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 堆積事業者（工事の施工者）に、工事内容、堆積形状について裏付けとなる関係図書を整備させること
- 2) 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の検査に当たっては、工事の責任者等工事内容の説明できる者に立会いを求めること
- 3) 堆積した土石の運用状況を正確に報告させ、計画から逸脱していないかを確認すること
- 4) 土石の除却完了時には、完了確認を実施すること
- 5) 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じさせ、再度、検査・確認を求めること

■宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）

（国官参宅第12号 令和5年5月26日）

第4 規制区域内の工事等の規制について

6. 完了検査・中間検査・定期の報告について

都道府県等は、許可をした盛土等に関する工事について、適切に完了検査、中間検査及び定期の報告を実施する必要がある。これらの実施に当たっては「盛土等防災マニュアル」（別添5）を参照されたい。

都道府県等は、工事主に対する工事完了検査申請の督促、工事中における報告の徴取、必要な中間検査の実施及び是正措置の確認に努めることが望ましい。

また、盛土等に関する工事が全部完了しない場合でも、部分検査が可能であれば、これを積極的に行うようにすることが望ましい。

なお、中間検査及び完了検査については、立会によることを基本としているが、立会が困難な場合には、必要な検査項目を満足することを前提に、書類又は写真の確認により行うことや、遠隔での臨場によることも考えられる。都道府県等においては、工事の内容や工事が行われている土地の状況等を総合的に勘案し、検査方法を適宜判断されたい。

「方針・判断基準」

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた者、及び特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事の許可を受けた者は、当該工事が下記の規模であり、かつ盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程（以下「特定工程」という）が含まれる場合、当該特定工程に係る工事を終えたときはその都度、4日以内に奈良県知事等に検査を申請しなければならない。

奈良県知事等は検査を行い、規定に適合していることを認めた場合は中間検査合格証を交付する。

当該特定工程後の排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程は、この中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

- ア 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- イ 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- ウ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（上記ア又はイに該当する盛土又は切土を除く。）
- エ 上記ア又はウに該当しない盛土であって、高さが五メートルを超えるもの
- オ 上記ア～エのいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

第12節 定期の報告

(1) 宅地造成等工事規制区域内の定期の報告

【法】

(定期の報告)

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

【政令】

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

- 2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
 - 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

【省令】

(定期の報告)

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間)

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

(定期の報告の報告事項)

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
- 四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
- 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

(2) 特定盛土等規制区域内の定期の報告

【法】

(定期の報告)

第三十八条 第三十条第一項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県は、前項の報告について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等若しくは土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

【政令】

(定期の報告を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第三十三条 法第三十八条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十八条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げる

ものとする。

【省令】

(定期の報告)

第七十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間)

第七十九条 法第三十八条第一項の主務省令で定める期間は、第四十九条に規定する期間とする。

(定期の報告の報告事項)

第八十条 法第三十八条第一項の主務省令で定める事項は、第五十条第一項各号に掲げる事項とする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

2 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、第五十条第二項各号に掲げる事項について行うものとする。

3 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、第五十条第三項各号に掲げる事項について行うものとする。

■盛土等防災マニュアル

XV・2 検査・定期報告

XV・2・1 検査・定期報告の基本的な考え方

検査は、開発事業等が盛土規制法又は都市計画法の許可の内容に適合し、適正に施工されていることを確認するため、盛土及び切土工事の各段階で行う中間検査と工事完了時に行う完了検査を行うものとする。また、工事完了時までの3か月ごとに定期報告を行うものとする。

XV・2・2 検査・定期報告の方法

検査は、一般に、設計・施工についての図面・写真等の関係図書による審査、目的物の目視及び検測により行われる。また、必要に応じて破壊検査が考慮される場合がある。

XV・2・2・3 定期報告

定期報告は、工事完了時までの3か月ごとに、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行う。また、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、対策に応じる必要がある。

定期報告の対象となる報告事項は、報告の時点における盛土又は切土の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等に関する工事の進捗状況であり、その他各自治体が条例で定める報告事項についても対象とする。

XV・2・3 検査・定期報告に当たっての留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 開発事業者等（工事の施工者）に、工事内容、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備させること
- 2) 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容の説明できる者に立会いを求めること
- 3) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- 4) 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じさせ、再度、検査・確認を行うこと

XVI 土石の堆積

XVI・4・4 検査方法

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の施工完了時には、適切な施工がされているか検査を実施する。検査方法は各基準に準拠したものとする。

XVI・5 土石の堆積の検査・定期報告

土石の堆積が許可時の最大形状内に収まっていること、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置等が適正に施工されていること、堆積行為が計画どおりに運用されていることを確認するため、工事完了時まで3か月ごとに定期的に報告を行わせる必要がある。また、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の設置完了時には検査を行う必要がある。

定期報告は、一般に、設計・施工についての図面・写真等の関係図書の提出により行われる。

検査・定期報告は、工事の施工全般とその後の運用に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 堆積事業者（工事の施工者）に、工事内容、堆積形状について裏付けとなる関係図書を整備させること
- 2) 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の検査に当たっては、工事の責任者等工事内容の説明できる者に立会いを求めること
- 3) 堆積した土石の運用状況を正確に報告させ、計画から逸脱していないかを確認すること
- 4) 土石の除却完了時には、完了確認を実施すること

5) 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じさせ、再度、検査・確認を求めること

■宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）

（国官参宅第12号 令和5年5月26日）

第4 規制区域内の工事等の規制について

6. 完了検査・中間検査・定期の報告について

都道府県等は、許可をした盛土等に関する工事について、適切に完了検査、中間検査及び定期の報告を実施する必要がある。これらの実施に当たっては「盛土等防災マニュアル」（別添5）を参照されたい。

都道府県等は、工事主に対する工事完了検査申請の督促、工事中における報告の徴取、必要な中間検査の実施及び是正措置の確認に努めることが望ましい。

また、盛土等に関する工事が全部完了しない場合でも、部分検査が可能であれば、これを積極的に行うようにすることが望ましい。

なお、中間検査及び完了検査については、立会によることを基本としているが、立会が困難な場合には、必要な検査項目を満足することを前提に、書類又は写真の確認により行うことや、遠隔での臨場によることも考えられる。都道府県等においては、工事の内容や工事が行われている土地の状況等を総合的に勘案し、検査方法を適宜判断されたい。

「方針・判断基準」

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を受けた者、及び特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、当該工事が下記の規模である場合、工事が完了するまでの間、3か月ごとに、工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を奈良県知事等に報告しなければならない。

(宅地造成又は特定盛土等の規模)

- ア 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- イ 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- ウ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（上記ア又はイに該当する盛土又は切土を除く。）
- エ 上記ア又はウに該当しない盛土であって、高さが五メートルを超えるもの
- オ 上記ア～エのいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(土石の堆積の規模)

- ア 高さが五メートルを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- イ アに該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

第13節 特定盛土等規制区域内における工事の届出等

【法】

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(変更の届出等)

第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

【政令】

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第二十七条 法第二十七条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

【省令】

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出)

第五十八条 特定盛土等に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号及び第六号から第八号までに掲げる書類（この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第七号及び第八号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第二項第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類（この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第五号及び第六号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法)

第五十九条 法第二十七条第二項（法第二十八条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第九条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項)

第六十条 法第二十七条第二項の主務省令で定める事項は、第五十四条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

(変更の届出)

第六十一条 特定盛土等に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第五十八条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第五十八条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

「方針・判断基準」

許可・届け出の対象となる行為のうち、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を奈良県知事等に届け出なければならない。

奈良県知事等は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

また奈良県知事等は、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

さらに奈良県知事等は、当該勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

なお、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、盛土規制法の規定による届出をしたものとみなす。

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、当該工事の計画を奈良県知事等に届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を奈良県知事等に届け出なければならない。

なお、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請を行い、盛土規制法の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る盛土規制法の規定による届出とみなす。

第14節 奈良県知事に届出が必要な工事等

(1) 区域指定時の宅地造成等に関する工事等の届け出

【法】

(工事等の届出)

第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【政令】

(届出を要する工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

【省令】

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

- 3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。
- 4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表の方法)

第五十三条 法第二十一条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

(公共施設用地の転用の届出)

第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

(2) 区域指定時の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の届出

【法】

(工事等の届出)

第四十条 特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3 特定盛土等規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【政令】

（届出を要する工事）

第三十四条 法第四十条第三項の政令で定める工事は、第二十六条第一項に規定する工事とする。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。

【省令】

（特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の方法）

第八十二条 特定盛土等に関する工事について、法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第五十二条第二項の規定を準用する。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式十六の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第五十二条第四項の規定を準用する。

（特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法）

第八十三条 法第四十条第二項の規定による公表は、第五十三条に規定するところにより行うものとする。

（特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項）

第八十四条 法第四十条第二項の主務省令で定める事項は、第五十四条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

（擁壁等に関する工事の届出）

第八十五条 法第四十条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

（公共施設用地の転用の届出）

第八十六条 法第四十条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

「方針・判断基準」

以下ア～カの工事等については、奈良県知事等に届け出なければならない。

そのうちアとエの工事等について都道府県知事等は届け出を受理したときは速やかに主務省令が定める事項を公表するとともに関係市町村長に通知しなければならない。

- ア 宅造規制区域指定の際、当該規制区域内で行われている宅地造成等に関する工事（区域指定から21日以内）
- イ 宅造規制区域内の土地において擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるもの※（工事に着手する日の14日前まで）
- ウ 宅造規制区域内の土地において公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（その転用した日から14日以内）
- エ 特盛規制区域指定の際、当該規制区域内で行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（区域指定から21日以内）
- オ 特盛規制区域内の土地において擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるもの※（工事に着手する日の14日前まで）
- カ 特盛規制区域内の土地において公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（その転用した日から14日以内）

※政令で定める工事

- ・擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの
- ・地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事

第15節 行政処分と罰則

【法】

(監督処分)

第二十条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。

一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで施行する工事

二 第十二条第三項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事

三 第十三条第一項の規定に適合していない工事

四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

3 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地

二 第十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第十三条第一項の規定に適合していないと認められた土地

三 第十七条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地

四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地

(土地の保全等)

第二十二条 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主

又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第二十三条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大い認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

(監督処分)

第三十九条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他特定盛土等若しくは土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。

- 一 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けないで施行する工事
- 二 第三十条第三項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事
- 三 第三十一条第一項の規定に適合していない工事
- 四 第三十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

- 3 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、

管理者若しくは占有者又は当該工事主（第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

一 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けないで特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行された土地

二 第三十六条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第三十一条第一項の規定に適合していないと認められた土地

三 第三十六条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地

四 第三十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで特定盛土等に関する工事が施行された土地

4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することができる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。

三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

（土地の保全等）

第四十一条 特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土

石の堆積（特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

（改善命令）

第四十二条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地で、特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該特定盛土等規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の特定盛土等又は土石の堆積に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 二 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 三 偽りその他不正な手段により、第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けたとき。
 - 四 第二十条第二項から第四項まで又は第三十九条第二項から第四項までの規定による命令に違反したとき。
- 2 第十三条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為

をした当該工事の設計をした者（設計図書を用いないで当該工事を施行し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者（当該工事施行者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（次項において「工事施行者等」という。））は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

- 3 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が工事主（当該工事主が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この項において「工事主等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項又は第三十七条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。
- 二 第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二項、第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項若しくは第二項又は第四十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第二十四条第一項（第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十七条 第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げたとき。
- 二 第六条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除したとき、又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行ったとき。
- 三 第二十一条第一項若しくは第四項又は第四十条第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十一条第三項又は第四十条第三項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 第二十五条（第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十九条 第四十九条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の

罰金に処する。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第五十五条 三億円以下の罰金刑
- 二 第五十六条第三号 一億円以下の罰金刑
- 三 第五十六条第一号、第二号若しくは第四号又は前三条 各本条の罰金刑

第六十一条 第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

■宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）

（国官参宅第12号 令和5年5月26日）

第4 規制区域内の工事等の規制について

8. 行政処分について

過去の盛土等の崩落事例では、発見が遅れたため崩落を招いた事案、許可を受けずに行われた盛土等又は危険性が認められる盛土等に対して行政指導を繰り返すにとどまっている事案、行為者が行政処分に従わない場合において地方公共団体が行政代執行に躊躇したため崩落を招いた事案等が見られる。

違法性或危険性が認められる盛土等（以下「不法・危険盛土等」という。）への対応に当たっては、衛星データ等の活用を含めた平素からの監視や不法・危険盛土等の早期発見、発見後の現状把握、行為者等に対する行政処分等を本法担当部局のみならず関係部局等と連携して実施することにより、本法の実効性を確保することが重要である。過去の盛土等の崩落事例に鑑み、不法・危険盛土等に伴う災害を防止するため、違法性或危険性が認められる場合には、行政指導に頼らず、躊躇なく行政処分を実施するための行政の意識改革が重要である。

このことを踏まえ、行政処分を行う必要がある場合には、次に掲げる事項に留意した上で、「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」（別添4）を参照して適切に実施されたい。

（1）監督処分について

本法第20条又は第39条に規定する監督処分を行う必要がある場合には、次に掲げる事項に留意した上で、適切に実施されたい。

- ① 許可制度上の違反がある場合（無許可、許可基準違反等）には、速やかに監督処分（許可取消処分、工事施行停止命令、災害防止措置命令等）を行うこと。
- ② 監督処分を行う場合には、原則としてその内容に応じて聴聞又は弁明の機会の付与の手続を経る必要がある。しかし、緊急の工事施行停止命令を行う場合、公益上緊急を要

する場合又は専ら技術的基準の規定に適合しないことを理由として当該基準に従うことを命ずる災害防止措置命令を行う場合には、弁明の機会の付与の手続を省略することが可能である。

(2) 改善命令等について

本法第22条第2項若しくは第41条第2項に規定する勧告又は第23条若しくは第42条に規定する改善命令を行う必要がある場合には、次に掲げる事項に留意した上で、適切に実施されたい。

- ① 許可制度の対象外である盛土等について災害の発生のおそれがある場合には、「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」の双方を勘案し、改善命令を行うこと。
- ② 改善命令を行う場合には、原則として弁明の機会の付与の手続を経る必要がある。ただし、公益上緊急を要する場合には、弁明の機会の付与の手続を省略することが可能である。

「方針・判断基準」

盛土規制法では、奈良県知事等は不法・危険盛土等に伴う災害を防止するため、違法性や危険性が認められる場合には、以下の行政処分を行うことができる。

ア 監督処分

無許可、許可基準違反等に対する許可取消処分、工事施行停止命令、災害防止措置命令等

イ 改善命令等

土地の保全等に必要な措置をとることについての勧告、又は改善命令等

また、無許可行為や命令違反等に対し、最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下、法人に対する最大3億円以下の法人重科が定められている。

第3章 細則・様式集

第1節 細則

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

昭和三十八年十一月十五日

奈良県規則第三十三号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）の施行については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(身分証明書及び知事の許可証の様式)

第二条 法第七条第一項及び第二項に規定する身分を示す証明書は、第一号様式によるものとし、同項に規定する知事の許可証は、第二号様式によるものとする。

(工事の許可の申請書の添付書類)

第三条 省令第七条第一項第十二号及び第六十三条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 申請に係る土地の地籍図
- 二 申請に係る土地の面積求積図（縮尺二千五百分の一以上のもの）
- 三 盛土又は切土をする土地の面積求積図（縮尺二千五百分の一以上のもの）及び土量計算書
- 四 排水施設構造図（縮尺五百分の一以上のもの）
- 五 放流先水路構造図（縮尺五百分の一以上のもの）
- 六 排水流域図（縮尺五十分の一以上のもの）及び流域計算書
- 七 許可を受けようとする者が個人であるときは、直近三年間の所得税の納税証明書
- 八 許可を受けようとする者が法人であるときは、直近三年間の法人税の納税証明書及び事業経歴書
- 九 工事施行者の登記事項証明書（工事施行者が法人である場合に限る。）及び事業経歴書並びに工事施行者が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類
- 十 法第十二条第二項第四号又は第三十条第二項第四号の規定により同意を得た者の印鑑証明書
- 十一 申請に係る土地の登記事項証明書
- 十二 その他知事が必要と認めるもの

2 省令第七条第二項第十号及び第六十三条第二項第二号の規則で定める書類は、前項各号（第六号を除く。）に掲げる書類とする。

(工事着手等の届出)

第四条 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める届出書により、速やかに知事に届け出なければならない。

- 一 工事に着手した場合 工事着手届（第三号様式）

二 工事を一月以上休止し、若しくは休止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとする場合
許可に係る工事休止（再開・廃止）届（第四号様式）

（技術的基準の強化又は付加）

第五条 政令第二十条第二項（政令第三十条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により強化し、又は付加する技術的基準は、次のとおりとする。

一 政令第十二条の規定により擁壁の裏面に設置する透水層は、その裏面の全面に設置すること。ただし、擁壁に接続する地盤が切土であって軟岩（風化の著しいものを除く。）以上の硬度を有する場合又は知事が擁壁の損壊等のおそれがなく、特に必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

二 谷筋又はわき水のある斜面において切土又は盛土を行う場合においては、地下排水暗渠（きよ）、堅溝等を設置し、かつ、必要に応じてすべり止め工、えん提工等を設置すること。

2 知事は、前項各号に掲げる基準のみによって、宅地造成等に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達成し難いと認める場合には、別に必要と認める技術的基準を定めるものとする。

（協議に係る提出書類）

第六条 法第十五条第一項の規定により宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事について協議をしようとする者又は法第三十四条第一項の規定により特定盛土等に関する工事について協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（第五号様式）に、省令第七条第一項第一号から第十一号まで（第七号から第九号までを除く。）に掲げる書類及び第三条第一項各号（第七号及び第八号を除く。）に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 法第十五条第一項又は第三十四条第一項の規定により土石の堆積に関する工事について協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（第六号様式）に、省令第七条第二項第一号から第九号まで（第五号から第七号までを除く。）及び第三条第二項の書類（同条第一項第七号及び第八号に掲げる書類を除く。）を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、前二項の規定による協議が成立したときは、速やかにその旨を当該協議を行った者に通知しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第七条 法第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める届出書により、知事に届け出なければならない。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所を変更した場合 工事主（設計者・工事施行者）変更届（第七号様式）

二 工事の着手予定年月日又は完了予定年月日を変更した場合 着手予定年月日（完了予定年月日）変更届（第八号様式）

（変更協議に係る提出書類）

第八条 法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の規定により宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の計画の変更について協議をしようとする者又は法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定により特定盛土等に関する工事について協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（第九号様式）に、第六条第一項に規定する書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変

更されるものを添付して知事に提出しなければならない。

- 2 法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項又は法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定により土石の堆積に関する工事の計画の変更について協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（第十号様式）に、第六条第二項に規定する書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前二項に規定する協議が成立したときは、速やかにその旨を当該協議を行った者に通知しなければならない。

（一部完了検査）

第九条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（法第十八条第一項に規定する特定工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合は、当該特定工程に係る工事について次条第三項に規定する中間検査合格証の交付を受けたものに限る。）の一部が完了した場合であって、次の各号のいずれにも該当するときは、当該工事に係る完了した部分の完了検査（以下「一部完了検査」という。）を申請することができる。

- 一 当該工事に係る土地の分割が可能で、かつ、その分割された土地をそれぞれ独立して使用に供することができるとき。
- 二 分割によって他の土地の災害防止の支障とならないとき。
- 2 前項の規定による申請は、工事一部完了検査申請書（第十一号様式）及び当該完了部分を明示した図面を知事に提出して行わなければならない。
- 3 知事は、一部完了検査の結果、当該工事に係る完了した部分が法第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、その部分について、法第十七条第二項の検査済証を交付しなければならない。
- 4 法第十六条第一項又は第二項の場合における前三項の規定の適用については、同条第一項の規定による許可又は同条第二項の規定による届出に係る変更後の内容を法第十二条第一項の許可の内容とみなす。
- 5 前各項の規定は、特定盛土等に関する工事について法第三十条第一項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第一項中「第十八条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、第三項中「第十三条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「第十七条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と、前項中「第十六条第一項又は第二項」とあるのは「第三十五条第一項又は第二項」と、「第十二条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と読み替えるものとする。

（一部中間検査）

第十条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事のうち法第十八条第一項に規定する特定工程（以下この条において「特定工程」という。）に係る工事の一部が完了した場合であって、次の各号のいずれにも該当するときは、当該工事に係る完了した部分の中間検査（以下「一部中間検査」という。）を申請することができる。

- 一 当該特定工程の工事に係る土地の分割が可能で、かつ、その分割された土地をそれぞれ独立し

て使用に供することができるとき。

- 二 分割によって他の土地の災害防止の支障とならないとき。
- 2 前項の規定による申請は、省令第四十六条の申請書及び当該特定工程に係る工事が完了した部分を明示した図面を知事に提出して行わなければならない。
- 3 知事は、一部中間検査の結果、当該工事に係る完了した部分が法第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、その部分について、法第十八条第二項の中間検査合格証を交付しなければならない。
- 4 法第十六条第一項又は第二項の場合における前三項の規定の適用については、同条第一項の規定による許可又は同条第二項の規定による届出に係る変更後の内容を法第十二条第一項の許可の内容とみなす。
- 5 前各項の規定は、特定盛土等に関する工事について法第三十条第一項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第一項中「第十八条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、第三項中「第十三条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「第十八条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と、前項中「第十六条第一項又は第二項」とあるのは「第三十五条第一項又は第二項」と、「第十二条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と読み替えるものとする。

(定期報告書)

- 第十一条 省令第四十八条第一項及び第七十八条第一項の報告書は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（第十二号様式）とする。
- 2 省令第四十八条第二項及び第七十八条第二項の報告書は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（第十三号様式）とする。

(工事の届出書の添付書類)

- 第十二条 法第二十一条第一項の規定により政令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事について届け出ようとする者は、省令第五十二条第一項に規定する届出書に、同条第二項に規定する図面及び書類並びに工事計画断面図を添付して知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、法第四十条第一項の規定により政令第三十二条第一項の規模の特定盛土等に関する工事について届け出ようとする者について準用する。この場合において、「第五十二条第一項」とあるのは「第八十二条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同項において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。
- 3 法第二十一条第一項の規定により政令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事について届け出ようとする者は、省令第五十二条第三項に規定する届出書に、同条第四項に規定する図面及び書類並びに工事計画断面図を添付して知事に提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、法第四十条第一項の規定により政令第三十二条第一項の規模の土石の堆積に関する工事について届け出ようとする者について準用する。この場合において、「第五十二条第三項」とあるのは「第八十二条第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同項において準用する省令第五十二条第四項」と読み替えるものとする。
- 5 法第二十一条第三項の規定により届け出ようとする者は、省令第五十五条の届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 付近見取図
- 二 除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設その他の施設の位置及び名称を示す平面図
- 6 前項の規定は、法第四十条第三項の規定により届け出ようとする者について準用する。この場合において、「第五十五条」とあるのは、「第八十五条」と読み替えるものとする。

(届出工事の休止届出)

第十三条 法第二十一条第一項又は第四十条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を一月以上休止し、若しくは休止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、届出に係る工事休止（再開・廃止）届（第十四号様式）に、当該届出に係る土地の断面図を添付して速やかに知事に届け出なければならない。

(立入検査員証の様式)

第十四条 法第二十四条第二項又は法第四十三条第二項において準用する法第七条第一項に規定する身分を示す証明書は、第十五号様式によるものとする。

(許可証明書の交付の申請)

第十五条 省令第八十八条の規定により法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求めようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する許可証明書交付申請書（第十六号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 交付申請に係る土地の付近見取図
- 二 交付申請に係る土地の現況平面図及び現況断面図（縮尺百分の一以上のもの）
- 三 交付申請に係る土地の計画平面図及び計画断面図（縮尺百分の一以上のもの）
- 四 その他知事が必要と認めるもの

(準用)

第十六条 第四条、第七条、第九条及び第十条の規定は、法第十五条第一項及び法第三十四条第一項の規定による協議が成立した者について準用する。

2 第七条（第一号のうち工事主又は設計者の氏名若しくは名称又は住所を変更した場合及び第二号のうち工事の完了予定年月日を変更した場合に限る。）の規定は、法第二十一条第一項及び第四十条第一項の規定による届出をした者について準用する。

3 第七条（第一号のうち工事主又は設計者の氏名若しくは名称又は住所を変更した場合に限る。）及び第十三条の規定は、法第二十一条第三項及び第四十条第三項の規定による届出をした者について準用する。

(提出書類の経由及び提出部数)

第十七条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正本一部及び副本二部とする。ただし、当該書類に係る宅地造成等に関する工事をを行う土地を管轄する市町村が奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）別表第二の十六の項及び十七の項市町村の欄に掲げる市町村（以下「受理市町村」という。）である場合は、正本一部及び副本三部とする。

2 土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則（昭和五十七年四月奈良県規則第三号。以下「事務委任規則」という。）の規定により土木事務所の長に提出する書類は、前項の規定にかかわらず、正本一部及び副本一部とする。ただし、当該書類に係る宅地造成等に関する工事を

行う土地を管轄する市町村が受理市町村である場合は、正本一部及び副本二部とし、当該受理市町村を経由して提出しなければならない。

(届出等に関する特例)

第十八条 事務委任規則の規定により土木事務所の長に委任されている事項に係る第四条、第六条から第十条まで、第十二条、第十三条及び第十五条の規定の適用については、「知事」とあるのは「宅地造成等に関する工事を行う土地を管轄する土木事務所の長」とする。

第十九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年規則第二一号）

(施行期日)

1 この規則は、平成三年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際改正前の規則の規定により交付されている許可証、証明書等で現に効力を有するものは、改正後の規則の規定により交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際改正前の規則の規定により現に提出されている申請書、届出書等は、改正後の規則の規定により提出されたものとみなす。

4 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、平成四年三月三十一日までの間なお使用することができる。

附 則（平成六年規則第三九号）

(施行期日)

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の宅地造成等規制法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされている申請、協議及び届出については、改正後の宅地造成等規正法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により現に提出がなされ、その処理が完了していない申請等であって、改正後の規則第十六条第一項の規定により新たに土木事務所の長に委任される事務に係るものの処理については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年規則第五号）

この規則は、平成十一年五月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第七〇号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第二一号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年九月三十日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第三三三号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第六四号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和五年規則第三号）

（施行期日）

1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の宅地造成等規制法施行細則第三号様式、第三号様式の二、第三号様式の三、第六号様式、第七号様式、第九号様式、第十一号様式、第十二号様式及び第十三号様式による用紙で現に残存するものは、改正後の旧宅地造成等規制法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和六年規則第三十二号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年5月7日から施行する。

（宅地造成及び特定盛土等規制法第七条に規定する身分を示す証明書及び知事の許可証を定める規則の廃止）

2 宅地造成及び特定盛土等規制法第七条に規定する身分を示す証明書及び知事の許可証を定める規則（令和五年五月奈良県規則第四号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の日前に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項本文（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可を受けた者に係るこの規則による改正前の旧宅地造成等規制法施行細則第三条から第五条まで、第十条から第十三条まで及び第十五条の規定の適用については、なお従前の例による。

(2) (参考) 旧宅地造成等規制法施行細則 (抜粋)

旧宅地造成等規制法施行細則 (抜粋)

(変更の許可申請)

第三条 宅地造成許可を受けた者は、旧法第十二条第一項の許可を受けようとするときは、変更許可申請書(第三号様式)に、旧省令第二十五条に規定する図書のほか、前条各号に掲げる図書のうち宅地造成に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第四条 旧法第十二条第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合には、その旨を当該各号に定める届出書により、遅滞なく知事に届け出なければならない。

- 一 造成主、設計者又は工事施行者を変更したとき。造成主(設計者又は工事施工者)変更届(第三号様式の二)
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日を変更したとき。着手予定年月日(完了予定年月日)変更届(第三号様式の三)

(工事着手等の届出)

第五条 宅地造成許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その旨を当該各号に定める届出書により、速やかに知事に届け出なければならない。

- 一 工事に着手したとき。工事着手届(第六号様式)
- 二 工事を一月以上休止し、若しくは廃止し、又は当該休止した工事を再開したとき。工事休止(廃止・再開)届(第七号様式)

(擁壁に代わる措置)

第十条 旧政令第十五条第一項の規定により擁壁の設置に代えて他の措置をとることができる場合は、崖の下端に続く土地が次の各号に該当する場合とする。

- 一 宅地以外の土地であること。
 - 二 崖の下端から測った幅が崖の高さの二倍以上であるとき。
 - 三 災害を受けるおそれがないと認められるとき。
- 2 前項の場合において擁壁の設置に代えてとることができる措置は、石積工、編柵工その他知事が定める工法とする。

(平六規則三九・旧第十一条繰上、平一八規則二一・令五規則三・一部改正)

(技術的基準の強化又は付加)

第十一条 旧政令第十五条第二項の規定により強化し、又は付加する技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 旧政令第十条の規定により擁壁の裏面に設置する透水層は、その裏面の全面に設置すること。ただし、擁壁に接続する地盤が切土であつて軟岩(風化の著しいものを除く。)以上の硬度を有する場合又は知事が擁壁の損壊等のおそれがなく、特に必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 二 谷筋又はわき水のある斜面において切土又は盛土を行う場合においては、地下排水暗渠^{きよ}、堅溝

等を設置し、かつ、必要に応じてすべり止め工、えん提工等を設置すること。

- 2 知事は、前項各号に掲げる基準のみによつて、宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達成し難いと認める場合には、別に必要と認める技術的基準を定めるものとする。

(工事一部完了検査等)

第十二条 知事は、宅地造成許可を受けた者の申請により、当該許可に係る工事の一部が完了した場合において次の各号に該当するときは、当該工事について一部完了検査を行う。

- 一 当該工事に係る宅地の分割が可能で、かつ、その分割された宅地をそれぞれ独立して使用に供することができるとき。
 - 二 分割によつて他の宅地の災害防止の支障とならないとき。
- 2 前項の申請は、工事一部完了検査申請書（第十二号様式）及び当該完了部分を明示した図面を知事に提出して行わなければならない。
 - 3 知事は、第一項の規定による一部完了検査を行つた場合において、当該工事について、旧法第九条第一項に規定する措置が講ぜられていると認めたときは、その部分について、旧法第十三条第二項の検査済証を交付する。
 - 4 旧法第十二条第一項又は第二項の場合におけるこの条の規定の適用については、旧法第十二条第一項の許可又は同条第二項の規定による届出に係る変更後の内容を宅地造成許可の内容とみなす。

(旧法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付の申請)

第十三条 旧省令第三十条の規定により法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求めようとする者は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面交付申請書（第十三号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 付近見取図
- 二 宅地の現況平面図及び現況断面図（縮尺百分の一以上のもの）
- 三 宅地の計画平面図及び計画断面図（縮尺百分の一以上のもの）
- 四 その他知事が必要と認めるもの

(提出書類の経由及び提出部数)

第十五条 旧法、旧省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正本一部及び副本三部とする。

- 2 土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則（昭和五十七年四月奈良県規則第三号。以下「事務委任規則」という。）の規定により土木事務所の長に提出する書類は、前項の規定にかかわらず、正本一部及び副本二部とし、宅地造成の工事を行う土地を管轄する市町村を經由して提出しなければならない。

第2節 申請書類

(1) 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請書類一覧(法第12条第1項及び第30条第1項)

略称	◎必須 ○該当 あれば	書類の種類	明示すべき事項	備考	根拠 法令
申請書	◎	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請書	様式内の必要項目	省令別記様式第二	省令第7条 第1項 省令第62条 第1項
書類1	○	委任状			審査基準
書類2	○	設計者資格を有する書類 (卒業証明書、資格証明書、雇用者の勤務証明書等)	高さ5m超の擁壁又は面積1,500㎡超の盛土・切土における排水施設(政令第21条各号)の設計者が資格(政令第22条各号)を有する者であることを証する書類	(任意様式)	省令第7条 第1項第5号
〔申請者の資力・信用及び資金計画に関する書類〕					
書類3	◎	申請者の証明書類	申請者が個人の場合、住民票の写しや個人番号カード等により、氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合、登記事項証明書及び住民票の写し又は個人番号カード等により役員の氏名及び住所を証する書類	(任意様式)	省令第7条 第1項第7号 及び第8号
書類4	◎	資金計画書	工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書	省令別記様式第三	省令第7条 第1項第9号
書類5	◎	預金残高証明書又は融資証明			審査基準
書類6	○	(個人)直近三年間の所得税の納税証明書			細則第3条 第1項第7号
書類7	○	(法人)直近三年間の法人税の納税証明書			細則第3条 第1項第8号
書類8	◎	事業経歴書		(任意様式)	細則第3条 第1項第8号
書類9	○	(法人)発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当するものの住民票又は、個人番号カードの写し及び当該株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類			審査基準
書類10	○	(法人)直近三事業年度の貸借対照表	資金計画における過大な収益計上が無いことを示す計算書等		審査基準
書類11	○	(法人)直近三事業年度の損益計算書			審査基準
書類12	○	(法人)直近三事業年度の株主(社員)資本等変動計算書			審査基準
書類13	○	(法人)個別注記表			審査基準
書類14	◎	誓約書	次のいずれにも該当しない旨 破産手続き開始の決定を受けて復権していないもの 本法(旧宅地造成等規制法及び都市計画法を含む)又はそれに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの 本法(旧宅造法及び都市計画法を含む)の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しないもの	(任意様式)	審査基準
〔工事施行者の施行能力に関する書類〕					
書類15	○	(法人)登記事項証明書			細則第3条

許可・手続き編
第3章 細則・様式集

書類16	◎	事業経歴書			第1項第9号
書類17	◎	建設業の許可を受けていることを証する書類			
〔行為地及び周辺の権利関係等に関する書類〕					
書類18	◎	土地所有者等の同意	土地所有者等（法第12条/第30条2項4号）の全ての同意を得たことを証する書類	（任意様式）	省令第7条第1項10号
書類19	◎	同意書署名押印者の印鑑証明書			細則第3条第1項第10号
書類20	◎	申請に係る土地の登記事項証明書			細則第3条第1項第11号
書類21	◎	周辺地域住民への周知	土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催等の工事内容の周知（法第11条/第29条）を証する書類 位置図等周知範囲がわかるもの <説明会開催の場合> 開催案内、議事録（議事概要可：日時、場所、工事主側出席者、参加人数、主な意見と回答等）、説明会に用いた資料 <書面配布の場合> 配布した書面、配布範囲がわかる位置図等 <インターネットによる周知の場合> 閲覧ページの写し <掲示による場合> 掲示場所がわかる位置図等、掲示場所ごとの掲示状況の写真	（任意様式）	省令第7条第1項第11号
書類22	◎	申請に係る土地の地籍図			細則第3条第1項第1号
書類23	◎	排水放流に係る協議結果報告書			審査基準
書類24	○	公共施設との境界明示			審査基準
書類25	◎	工事実施地と隣接地との境界明示			審査基準
書類26	○	公共施設の占有許可等			審査基準
書類27	◎	土地付近状況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	（任意様式）	省令第7条第1項第6号
〔設計図等〕					
図面1	◎	位置図（付近見取り図）	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000以上	省令第7条第1項第1号
図面2	◎	地形図	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500以上 ・2mの標高差を示す等高線	省令第7条第1項第1号
図面3	◎	申請に係る土地の面積求積図		縮尺：1/2,500以上	細則第3条第1項第2号
図面4	◎	盛土又は切土する土地の面積求積図及び土量計算書		縮尺：1/2,500以上	細則第3条第1項第3号
図面5	◎	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺：1/2,500以上 ・断面図と照合できる記号 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合できる番号	省令第7条第1項第1号

許可・手続き編
第3章 細則・様式集

図面6	◎	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺：1/2,500以上 ・高低差の著しい箇所	省令第7条 第1項第1号
図面7	◎	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	縮尺：1/500以上	
図面8	◎	排水施設構造図		縮尺：1/500以上	細則第3条 第1項第4号
図面9	◎	放流先水路構造図		縮尺：1/500以上	細則第3条 第1項第5号
図面10	◎	排水流域図及び流量計算書		縮尺：1/50以上	細則第3条 第1項第6号
書類28	○	擁壁の構造計算書	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載	(任意様式)	省令第7条 第1項第2号
書類29	○	盛土の安定計算書	溪流等において高さ15m超の盛土をするとき(政令第7条第2項第2号)に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載	(任意様式)	省令第7条 第1項第3号
書類30	○	崖面の安定計算書	崖面を擁壁で覆わないとき(政令第8条第1項第1号ロ)に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載	(任意様式)	省令第7条 第1項第4号
図面11	○	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	縮尺：1/50以上 ・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない	省令第7条 第1項第1号
図面12	○	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	縮尺：1/50以上	
図面13	○	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上	
図面14	○	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上	
図面15	○	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上 ・水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載	
その他	○	知事が必要と認める書類	上記書類等のほか、工事の安全性を確かめるために必要があると認める場合		省令第7条 第1項第12号 省令第63条 第1項第2号

- ※1) 図面の縮尺については、工事規模に応じて適宜設定してください。
- ※2) 各種図面の記載にあたっては、明示すべき事項のほか、省令第7条第1項表中の備考欄も参照のうえ、作成してください。
- ※3) 書類2から書類4まで、書類18、書類19及び書類27から書類30まで並びに図面1、図面2、図面5から図面7まで及び図面11から図面15までについては、それぞれ省令第63条第1項第1号の規定により根拠法令欄記載の規定を引用する場合があります。

(2) 土石の堆積に関する工事の許可申請書類一覧（法第12条第1項及び第30条第1項）

略称	◎必須 ○該当 あれば	書類の種類	明示すべき事項	備考	根拠法令
申請書	◎	土石の堆積に関する工事の許可申請書	様式内の必要項目	省令別記様式第四	省令第7条第2項 省令第63条第2項
書類1	○	委任状			審査基準
書類2	○	設計者資格を有する書類 (卒業証明書、資格証明書、 雇用者の勤務証明書等)		(任意様式)	審査基準
〔申請者の資力・信用及び資金計画に関する書類〕					
書類3	◎	申請者の証明書類	申請者が個人の場合、住民票の写しや個人番号カード等により、氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合、登記事項証明書及び住民票の写し又は個人番号カード等により役員の氏名及び住所を証する書類	(任意様式)	省令第7条第2項第5号及び6号
書類4	◎	資金計画書	工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書	省令別記様式第五	省令第7条第2項第7号
書類5	◎	預金残高証明書又は融資証明			細則第3条第1項第12号引用 (細則第3条第2項)
書類6	○	(個人)直近三年間の所得税の納税証明書			細則第3条第1項第7号引用 (細則第3条第2項)
書類7	○	(法人)直近三年間の法人税の納税証明書			細則第3条第1項第8号引用
書類8	○	(法人)事業経歴書		(任意様式)	(細則第3条第2項)
書類9	○	(法人)発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当するものの住民票若しくは個人番号カードの写し及び当該株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類			審査基準
書類10	○	(法人)直近三事業年度の貸借対照表	資金計画における過大な収益計上が無いことを示す計算書等		審査基準
書類11	○	(法人)直近三事業年度の損益計算書			審査基準
書類12	○	(法人)直近三事業年度の株主(社員)資本等変動計算書			審査基準
書類13	○	(法人)個別注記表			審査基準
書類14	◎	誓約書	次のいずれにも該当しない旨 破産手続き開始の決定を受けて復権していないもの 本法(旧宅地造成等規制法及び都市計画法を含む)又はそれに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの 本法(旧宅造法及び都市計画法を含む)の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しないもの	(任意様式)	審査基準

許可・手続き編
第3章 細則・様式集

〔工事施行者の施行能力に関する書類〕					
書類15	○	(法人) 登記事項証明書			細則第3条第1項第9号引用 (細則第3条第2項)
書類16	◎	事業経歴書			
書類17	◎	建設業の許可を証する書類			
〔行為地及び周辺の権利関係等に関する書類〕					
書類18	◎	土地所有者等の同意	土地所有者等(法第12条/第30条2項4号)の全ての同意を得たことを証する書類	(任意様式)	省令第7条第2項第8号
書類19	◎	同意書署名押印者の印鑑証明書			細則第3条第1項第10号引用 (細則第3条第2項)
書類20	◎	申請に係る土地の登記事項証明書			細則第3条第1項第11号引用 (細則第3条第2項)
書類21	◎	周辺地域住民への周知	土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催等の工事内容の周知(法第11条/第29条)を証する書類 位置図等周知範囲がわかるもの <説明会開催の場合> 開催案内、議事録(議事概要可:日時、場所、工事主側出席者、参加人数、主な意見と回答等)、説明会に用いた資料 <書面配布の場合> 配布した書面、配布範囲がわかる位置図等 <インターネットによる周知の場合> 閲覧ページの写し <掲示による場合> 掲示場所がわかる位置図等、掲示場所ごとの掲示状況の写真	(任意様式)	省令第7条第2項第9号
書類22	◎	申請に係る土地の地籍図			細則第3条第1項第1号引用 (細則第3条第2項)
書類23	◎	排水放流に係る協議結果報告書			審査基準
書類24	○	公共施設との境界明示			審査基準
書類25	◎	工事実施地と隣接地との境界明示			審査基準
書類26	○	公共施設の占有許可等			審査基準
書類27	◎	土地付近状況写真	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	省令第7条第2項第4号
〔設計図等〕					
図面1	◎	位置図	方位、道路及び目標となる地物	縮尺:1/10,000以上	省令第7条第2項第1号
図面2	◎	地形図	方位及び土地の境界線	縮尺:1/2,500以上 ・2mの標高差を示す等高線	
図面3	◎	申請に係る土地の面積求積図		縮尺:1/2,500以上	細則第3条第1項第2号引用 (細則第3条第2項)

許可・手続き編
第3章 細則・様式集

図面4	◎	土石の堆積の面積求積図及び土量計算書		縮尺：1/2,500以上	細則第3条第1項第3号引用 (細則第3条第2項)
図面5	◎	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺：1/2,500以上 ・断面図と照合できる記号 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合できる番号	省令第7条第2項第1号引用 (細則第3条第2項)
図面6	◎	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺：1/2,500以上 ・高低差の著しい箇所	省令第7条第2項第1号引用 (細則第3条第2項)
書類28	○	堆積土石の崩壊を防止するための措置	土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が1/10以下であるものに限る）を有する堅固な構造物を設置する措置等、堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置（省令第32条）の内容が、適切であることを証する書類	(任意様式)	省令第7条第2項第2号
書類29	○	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	次の①か②のいずれかの措置（省令第34条）の内容が、適切であることを証する書類 ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等（土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない）を設置すること ② 次に掲げる全ての措置 ・ 堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置	(任意様式)	省令第7条第2項第3号
図面7	◎	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	縮尺：1/500以上	省令第7条第2項第1号
図面8	◎	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	縮尺：1/500以上	審査基準
図面9	◎	排水施設構造図		縮尺：1/500以上	細則第3条第1項第4号引用 (細則第3条第2項)
図面10	◎	放流先水路構造図		縮尺：1/500以上	細則第3条第1項第5号引用 (細則第3条第2項)
図面11	◎	排水流域図及び流量計算書		縮尺：1/50以上	審査基準

図面12	○	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	縮尺：1/50以上	審査基準
図面13	○	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上	審査基準
その他	○	知事が必要と認める書類	上記書類等のほか、工事の安全性を確かめるために必要があると認める場合		省令第7条第2項10号 省令第63条第2項第2号

- ※1) 図面の縮尺については、工事規模に応じて適宜設定して下さい。
- ※2) 各種図面の記載にあたっては、明示すべき事項のほか、省令第7条第2項表中の備考欄も参照のうえ、作成して下さい。
- ※3) 書類3、書類4、書類18、書類21及び書類27並びに図面1、図面2、図面5から図面7までについては、それぞれ省令第63条第2項第1号の規定により根拠法令欄記載の規定を引用する場合があります。

(3) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書類一覧(法第21条第1項及び法第40条第1項)

略称	◎必須 ○該当 あれば	書類の種類	明示すべき事項	備考	根拠法令
届出書	◎	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	様式内の必要項目	省令別記様式第十五	省令第52条第1項 省令第82条第1項
書類1	○	委任状			審査基準
図面1	◎	位置図(付近見取り図)	方位、道路及び目標となる地物	縮尺:1/10,000以上	省令第52条第2項
書類2	◎	土地付近状況写真	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	省令第52条第2項
図面2	◎	地形図	方位及び土地の境界線	縮尺:1/2,500以上 ・2mの標高差を示す等高線	省令第52条第2項
図面3	◎	土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。	省令第52条第2項
図面4	◎	工事計画断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺:1/2,500以上 ・高低差の著しい箇所	細則第12条第2項第1号

- ※1) 図面の縮尺については、工事規模に応じて適宜設定して下さい。
- ※2) 各種図面の記載にあたっては、明示すべき事項のほか、省令第52条第2項表中の備考欄も参照のうえ、作成して下さい。
- ※3) 上記のうち図面4は細則第12条第2項第2号において準用する場合を、それ以外の書類及び図面は省令第82条第1項において準用する場合を含みます。

(4) 擁壁等に関する工事の届出書類一覧（法第21条第3項及び法第40条第3項）

略称	◎必須 ○該当 あれば	書類の種類	明示すべき事項	備考	根拠法令
届出書	◎	擁壁等に関する工事の届出書	様式内の必要項目	省令別記様式第十七	省令第55条 省令第85条
書類1	○	委任状			審査基準
図面1	◎	位置図（付近見取り図）	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000以上	細則第12条 第5項 及び第6項
図面3	◎	土地の平面図	除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設 その他の施設の位置及び名称		

※1) 図面の縮尺については、工事規模に応じて適宜設定して下さい。

(5) 特定盛土等に関する工事の届出書類一覧（法第27条第1項）

略称	◎必須 ○該当 あれば	書類の種類	明示すべき事項	備考	根拠法令
届出書	◎	特定盛土等に関する工事の届出書	様式内の必要項目	省令別記様式第十 九	省令第58条 第1項
書類1	○	委任状			審査基準
〔申請者の資力・信用及び資金計画に関する書類〕					
書類3	◎	申請者の証明書類	申請者が個人の場合、住民票の写しや個人番号カード等により、氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合、登記事項証明書及び住民票の写し又は個人番号カード等により役員の氏名及び住所を証する書類	(任意様式)	省令第7条 第1項 第7号及び 第8号引用 (省令第58条 第1項第1号)
〔設計図等〕					
図面1	◎	位置図（付近見取り図）	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000以上	省令第7条 第1項第1号 引用 (省令第50条 第1項第1号)
書類2	◎	土地付近状況写真	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	省令第7条 第1項第6号 引用 (省令第50条 第1項第1号)
図面2	◎	地形図	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500以上 ・2mの標高差を示す 等高線	省令第7条 第1項第1号 引用 (省令第50条 第1項第1号)
図面3	◎	土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。	
図面4	◎	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺：1/2,500以上 ・高低差の著しい 箇所	
図面5	◎	排水施設平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	縮尺：1/500以上	
図面6	◎	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	縮尺：1/50以上 ・擁壁で覆われる崖 面については、土 質に関する事項は 示すことを要しな い	
図面7	◎	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	縮尺：1/50以上	
図面8	◎	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上	
図面9	◎	崖面の崩壊防止施設断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上	

図面10	◎	崖面の崩壊防止施設背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上 ・水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載	省令第7条第1項第1号引用 (省令第50条第1項第1号)
その他	○	知事が必要と認める書類	上記書類等のほか、工事の安全性を確かめるために必要があると認める場合		省令第58条第1項第2号

※1) 図面の縮尺については、工事規模に応じて適宜設定して下さい。

※2) 各種図面の記載にあたっては、明示すべき事項のほか、省令第7条第1項表中の備考欄も参照のうえ、作成して下さい。

(6) 土石の堆積に関する工事の届出書類一覧（法第21条第1項及び法第40条第1項）

略称	◎必須 ○該当 あれば	書類の種類	明示すべき事項	備考	根拠法令
届出書	◎	土石の堆積に関する工事の届出書	様式内の必要項目	省令別記様式第十六	省令第52条第3項 省令第82条第2項
書類1	○	委任状			審査基準
図面1	◎	位置図（付近見取り図）	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000以上	省令第52条第4項
書類2	◎	土地付近状況写真	土石に堆積に関する工事を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	
図面2	◎	地形図	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500以上 ・2mの標高差を示す等高線	
図面3	◎	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに土石の堆積範囲、排水施設その他の施設の位置及び名称		
図面4	◎	工事計画断面図	土石の堆積をする前後の地盤面	縮尺：1/2,500以上 ・高低差の著しい箇所 ・地盤面の勾配	細則第12条第3項

※1) 図面の縮尺については、工事規模に応じて適宜設定して下さい。

※2) 図面1から4まで及び書類2は省令第82条第2項において準用する場合を、図面4は細則第12条第4項において準用する場合を含みます。

第3節 様式集

第3号様式(第4条関係)

工 事 着 手 届

年 月 日

殿

工事主 住 所

氏 名

(電話番号)

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第4条第1項第1号の規定により、次のとおり届け
出ます。

許可年月日及び番号	
工事着手年月日	
工事完了予定年月日	
土地の所在及び地番	
住 所 工事施行者 氏 名	

第4号様式(第4条関係)

許可に係る工事休止(再開・廃止)届

年 月 日

殿

工事主 住 所

氏 名

(電話番号)

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可を受けた工事を休止(再開・廃止)したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第4条第1項第2号の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
休 止 期 間 又 は 廃止(再開)年月日	
<u>休止(再開・廃止)に係る土地の所在、地番及び面積</u>	(面積 m ²)
休止(廃止)の理由	
休止の場合には、 休止中の措置 廃止の場合は、廃止に 当たって採った 防災上の措置	

第5号様式(第6条関係)

<p>(正) 協 議 申 出 書</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法(第15条第1項・第34条第1項)の規定に基づき、宅地造成又は特定盛土に関する工事について協議を申し出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名</p>				
1	工 事 主 住 所 氏 名	(電話番号)		
2	設 計 者 住 所 氏 名	(電話番号)		
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名	(電話番号)		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土 地 の 面 積	平方メートル		
6	工事着手前の土地の利用状況			
7	工事完了後の土地利用			
8	盛 土 の タ イ プ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		
9	土 地 の 地 形	溪流等への該当 有・無		
10	ア 盛土又は切土の高さ	メートル		
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル		
	ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル	
		切 土	立方メートル	
	エ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ 延 長 m m

工 事 の 概 要						
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長	
				m	m	
	カ 排 水 施 設	番 号	種 類	内のり寸法	延 長	
				cm	m	
	キ 崖面の保護の方法					
	ク 崖面以外の地表面の保護の措置					
ケ 工事中の危害防止のための措置						
コ その他の措置						
サ 工事着手予定年月日	年 月 日					
シ 工事完了予定年月日						
ス 工程の概要						
11 その他必要な事項						
※土木事務所受付欄	※ 建築安全課 受 付 欄	※ 同意付帯 条 件 欄	※同意番号欄			
年 月 日	年 月 日		年 月 日			
第 号	第 号		第 号			

係員印	係員印		係員印
<p>1 ※印欄は、記入しないでください。</p> <p>2 申請者欄には、機関の名称、協議を申し出る工事について代表権を有する者の役職及び氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は当該法人の名称及び代表者の役職及び氏名を記載してください。</p> <p>4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>8 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

第6号様式(第6条関係)

<p>(正) 協議申出書 宅地造成及び特定盛土等規制法(第15条第1項・第34条第1項)の規定に基づき、土石の堆積に関する工事について協議を申し出ます。 年 月 日 殿 申請者 住所 氏 名</p>		
1 工事主住所氏名	(電話番号)	
2 設計者住所氏名	(電話番号)	
3 工事施行者住所氏名	(電話番号)	
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事の目的		
7	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	立法メートル
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
キ 空地の設置	番 号	空地の幅
		メートル

工 事 の 概 要				
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
	コ 工事中の危害防止のための措置			
	サ その他の措置			
	シ 工事着手予定年月日	年	月	日
	ス 工事完了予定年月日			
	セ 工程の概要			
8 その他必要な事項				
※ 土木事務所受付欄	※ 建築安全課受付欄	※ 同意付帯条件欄	※ 同意番号欄	
年 月 日	年 月 日		年 月 日	
第 号	第 号		第 号	
係員印	係員印		係員印	
<p>1 ※印欄は、記入しないでください。</p> <p>2 申請者欄には、機関の名称、協議を申し出る工事について代表権を有する者の役職及び氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の役職及び氏名を記載してください。</p> <p>4 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>8 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

第7号様式(第7条関係)

工事主(設計者・工事施行者)変更届 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">工事主 住所 氏名 (電話番号)</p> <p style="margin-top: 20px;">工事主、設計者又は工事施行者を次のように変更したので、宅地造成及び特定盛土等 規制法施行細則第7条第1項第1号の規定により届け出ます。</p>		
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	
変 更 す る 項 目		
変 更 内 容	変 更 後	住所 氏名 <div style="text-align: right;">(電話番号)</div>
	変 更 前	住所 氏名 <div style="text-align: right;">(電話番号)</div>

第8号様式(第7条関係)

着手予定年月日(完了予定年月日)変更届 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div>	
殿 工事主 住所 氏名 (電話番号)	
工事の着手予定年月日又は完了予定年月日を次のように変更したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第7条第1項第2号の規定により届け出ます。	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
変更する項目	
変更内容	変更後
	変更前

第9号様式(第8条関係)

(正) 変更協議申出書					
宅地造成及び特定盛土等規制法(第16条第3項において準用する第15条第1項・第35条第3項において準用する第34条第1項)の規定に基づき、宅地造成又は特定盛土に関する工事について協議を申し出ます。 年 月 日 殿 <div style="text-align: right;">申請者 住所 氏 名</div>					
1	工事主住所氏名	(電話番号)			
2	設計者住所氏名	(電話番号)			
3	工事施行者住所氏名	(電話番号)			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地の利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	エ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
			m	m	

工 事 の 概 要						
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長	
				m	m	
	カ 排 水 施 設	番 号	種 類	内のり寸法	延 長	
				cm	m	
	キ 崖面の保護の方法					
	ク 崖面以外の地表面の保護の措置					
ケ 工事中の危害防止のための措置						
コ その他の措置						
サ 工事着手予定年月日	年 月 日					
シ 工事完了予定年月日						
ス 工程の概要						
11 その他必要な事項						
※土木事務所受付欄	※ 建築安全課 受 付 欄	※ 同意付帯 条件欄	※同意番号欄			
年 月 日	年 月 日		年 月 日			
第 号	第 号		第 号			

係員印	係員印		係員印
<p>1 ※印欄は、記入しないでください。</p> <p>2 申請者欄には、機関の名称、協議を申し出る工事について代表権を有する者の役職及び氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は当該法人の名称及び代表者の役職及び氏名を記載してください。</p> <p>4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>8 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

第10号様式(第8条関係)

(正) 変更協議申出書		
宅地造成及び特定盛土等規制法(第16条第3項において準用する第15条第1項・第35条第3項において準用する第34条第1項)の規定に基づき、土石の堆積に関する工事について協議を申し出ます。		
年 月 日 殿		
申請者 住所 氏 名		
1 工事主住所氏名	(電話番号)	
2 設計者住所氏名	(電話番号)	
3 工事施行者住所氏名	(電話番号)	
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事の目的		
7	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	立法メートル
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
キ 空地の設置	番 号	空地の幅
		メートル

工 事 の 概 要				
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
	コ 工事中の危害防止のための措置			
	サ その他の措置			
	シ 工事着手予定年月日	年	月	日
	ス 工事完了予定年月日			
	セ 工程の概要			
8 その他必要な事項				
※ 土木事務所受付欄	※ 建築安全課 受 付 欄	※ 同意付帯 条 件 欄	※ 同意番号欄	
年 月 日	年 月 日		年 月 日	
第 号	第 号		第 号	
係員印	係員印		係員印	
<p>1 ※印欄は、記入しないでください。</p> <p>2 申請者欄には、機関の名称、協議を申し出る工事について代表権を有する者の役職及び氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の役職及び氏名を記載してください。</p> <p>4 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>8 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

第11号様式(第9条関係)

<p>工事一部完了検査申請書</p>	
<p>宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第9条第1項の規定による検査を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">工事主 住 所 氏 名 (電話番号)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">※受付欄</div> <p>年 月 日</p> <p>第 号</p>
1 工事一部完了年月日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工事を完了した土地の所在地及び地番	
5 工事一部完了地の面積	
6 工事施行者住所氏名	(電話番号)
7 備 考	

1 ※印欄は、記入しないでください。

2 工事主が法人であるときは、工事主の住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。

第12号様式(第11条関係)

<p>(正) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書 宅地造成及び特定盛土等規制法(第19条第1項・第38条第1項)の規定に基づき、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書を提出します。 年 月 日 殿 申請者 住所 氏 名</p>				
1 工事主住所氏名	(電話番号)			
2 工事が施行される土地の 所 在 地				
3 工事の許可年月日及び 許 可 番 号	年 月 日 第 号			
4 報 告 年 月 日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土 又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土 又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛土 又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における 擁壁等に関する工事 の 施 行 状 況				
9 擁壁の床掘りを完了した ときの 施 行 状 況				
10 鉄筋コンクリート擁壁の 基礎配筋を完了した と き の 状 況				
11 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を 完了したときの状況				

注1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

第13号様式(第11条関係)

<p>(正) 土石の堆積に関する工事の定期報告書</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法(第19条第1項・第38条第1項)の規定に基づき、土石の堆積に関する工事の定期報告書を提出します。</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>申請者 住 所 氏 名</p>				
1 工事主住所氏名	(電話番号)			
2 工事が施行される土地の 所 在 地				
3 工事の許可年月日及び 許 可 番 号	年 月 日 第 号			
4 報 告 年 月 日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における 土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における 土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点において堆積 されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 前回の報告から新たに堆 積された土石の土量及び 除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³

注1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況(堆積する土石の高さ、確認すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等)及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

第14号様式(第13条関係)

届出に係る工事休止(再開・廃止)届

年 月 日

殿

工事主 住 所

氏 名

(電話番号)

宅地造成及び特定盛土等規制法（第21条第1項・第40条第1項）に基づく届出を行った工事を休止(再開・廃止)したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第13条第1項の規定により届け出ます。

届 出 年 月 日	年 月 日
休 止 期 間 又 は 廃 止 (再 開) 年 月 日	
休 止 (再 開 ・ 廃 止) に 係 る 土 地 の 所 在 、 地 番 及 び 面 積	(面積 m ²)
休 止 (廃 止) の 理 由	
休 止 の 場 合 に は 、 休 止 中 の 措 置 廃 止 の 場 合 は 、 廃 止 に 当 た っ て 採 っ た 防 災 上 の 措 置	

第4章 適用

この手引きは、令和7年5月7日以降の申請から適用する。